

12 応援等に関する資料

12-1 現在市が締結している応援協定

区分	県	市	協 定 名		締結年月日	締 結 先	担当
1. 自治体等との災害相互応援協定	1	相互	応援-1	災害時の相互応援協定	平成7年7月7日	群馬県藤岡市	環 安
	2	相互	応援-2	石川県内市災害時相互応援協定	平成7年9月6日 (協定締結) 平成17年8月24日 平成24年1月25日 (再締結)	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、かほく市、白山市、能美市、野々市市	環 安
	3	相互	応援-3	近隣都市防災相互応援協定	平成7年12月1日	富山県氷見市	環 安
	4	その他	情報発信-1	災害時の情報交換に関する協定	平成23年3月1日	国土交通省北陸地方整備局	環 安
	5	その他	情報発信-2	羽咋市防災行政無線移動系子局の運用等に関する覚書	平成26年4月1日	羽咋警察署	環 安
	6	その他	情報発信-3	石川県と羽咋市間の総合防災情報システムに関する協定	令和元年12月27日	県	環 安
	7	その他	情報発信-4	災害時におけるホームページ代理掲載に関する覚書	平成25年3月29日	群馬県藤岡市	総 務
	8	その他	消防-1	石川県消防広域応援協定	平成8年8月1日	県内市町	環 安
	9	その他	消防-2	消防相互応援協定	平成17年2月10日	羽咋市、宝達志水町、氷見市、羽咋郡市広域圏事務組合	環 安
	10	その他	消防-3	消防相互応援協定	平成26年2月10日	七尾市、中能登町、志賀町、羽咋郡市広域圏事務組合	環 安
	11	その他	消防-4	石川県消防防災ヘリコプター応援協定	平成9年4月1日	県	環 安
	12	その他	消防-5	羽咋市防災行政無線（同報無線）に関する協定書	平成25年4月1日	羽咋郡市広域圏事務組合	環 安
	13	避難	避難所-1	災害発生時における避難所の設置運営に関する協定書	平成30年3月15日	石川県立羽咋高等学校	環 安
	14	避難	避難所-2	災害発生時における避難所の設置運営に関する協定書	平成30年3月15日	石川県立羽咋工業高等学校	環 安
	15	避難	避難所-3	災害発生時における避難所の設置運営に関する協定書	平成30年3月15日	石川県立羽松高等学校	環 安
	16	その他	ライフライン-1	災害時（断水）における給水に関する協定書	平成24年6月11日	公立羽咋病院	上 下

区分	県	市	協 定 名		締結年月日	締 結 先	担当
2. 民間等災害応援協定	1	その他	水利 -1	消火活動に際しての施設利用に関する覚書	平成 31 年 3 月 15 日	邑知潟土地改良区、 羽咋消防署	環 安
	2	その他	水利 -2	災害時における消防用水等の確保に関する協定	平成 30 年 5 月 21 日	羽咋生コンクリート 工業株式会社	環 安
	3	物資	資機材 -1	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定 書	平成 27 年 7 月 29 日	株式会社ヨシカワ	環 安
	4	物資	資機材 -2	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定 書	平成 27 年 10 月 1 日	千代田機電株式会社	環 安
	5	物資	資機材 -3	災害時におけるテント及び防災備品等の供給に関 する協定書	令和 4 年 2 月 27 日	(有)藤田テント商会	環 安
	6	物資	資機材 -4	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	令和 5 年 1 月 24 日	(株)ナガワ	環 安
	7	物資	飲料 -1	災害時における飲料水の供給に関する協定書	平成 22 年 9 月 22 日	北陸コカ・コーラボト リング	環 安
	8	物資	飲料 -2	災害時における飲料水の供給に関する協定書	平成 29 年 4 月 12 日	株式会社コーシン	環 安
	9	物資	食料 -1	災害時における支援協力に関する協定	平成 25 年 7 月 31 日	生活協同組合コープ いしかわ	環 安
	10	物資	食料 -2	災害時における支援協力に関する協定	令和 4 年 2 月 27 日	日本ハムマーケティ ング株式会社金沢営 業所	環 安
	11	物資	電力 -1	災害時等における電気自動車からの電力供給に関 する連携協定書	令和元年 12 月 26 日	石川日産自動車販売 株式会社、日産自動車 株式会社	環 安
	12	物資	電力 -2	災害時における電力供給等の協力に関する協定書	令和 3 年 9 月 1 日	ネットヨタ石川株 式会社	避 難
	13	物資	電力 -3	災害時における電力供給等の協力に関する協定	令和 4 年 11 月 2 日	株式会社石川トヨペ ットカローラ	環 安
	14	物資	燃料 -1	災害時における緊急用燃料の供給に関する協定書	平成 23 年 11 月 24 日	社団法人石川県エル ピーガス協会羽咋支 部	環 安
	15	物資	燃料 -2	災害時におけるガソリン等燃料の供給に関する協 定書	令和 3 年 10 月 4 日	干 場 産 業 サ ー ビ ス (株)	環 安
	16	物資	燃料 -3	災害時における地域支援に関する協定書	令和 5 年 8 月 30 日	(株)マルナカ 大町、下曽祢町	
	17	物資	物資 -1	鹿島路地区防災倉庫の管理協定	平成 29 年 2 月 1 日	鹿島路町会	環 安
	18	物資	物資 -2	災害時における物資供給に関する協定	令和 3 年 4 月 21 日	(株)ナフコ	環 安
	19	物資	物資 -3	災害時における物資供給に関する基本協定書	平成 18 年 12 月 1 日	N P O 法人コメリ災 害対策センター	環 安
	20	物資	物資 -4	災害時における施設使用及び物資の供給に関する 協定書	平成 27 年 2 月 18 日	株式会社モンベル	環 安

区分	県	市	協定名	締結年月日	締結先	担当	
2. 民間等災害応援協定	21	物資	物流 -1	災害時における施設使用及び物資の供給に関する協定書	令和3年8月20日	はくい農業協同組合	環安
	22	物資	物流 -2	災害時における物流支援等に関する協定	令和4年2月17日	佐川急便株式会社	環安
	23	その他	情報 発信 -1	羽咋市と能越ケーブルネット株式会社との災害時における緊急放送に関する相互協定書	平成18年12月1日	能越ケーブルネット株式会社	環安
	24	その他	情報 発信 -2	羽咋市防災行政無線戸別受信機の貸借及び維持管理に関する覚書	平成27年2月18日	株式会社モンベル	環安
	25	その他	情報 発信 -3	災害に係る情報発信等に関する協定	平成30年6月15日	ヤフー株式会社	環安
	26	その他	情報 発信 -4	水難事故防止・津波フラッグ等に関する協定書	令和3年11月2日	株式会社能登風土	環安
	27	その他	情報 発信 -5	水難事故防止・津波フラッグ等に関する協定書	令和3年11月2日	有限会社プロジェクトドウ	環安
	28	その他	情報 発信 -6	水難事故防止・津波フラッグ等に関する協定書	令和3年11月2日	柴垣町会	環安
	29	その他	人的 支援 -1	災害時における隊友会の協力に関する協定	平成28年2月25日	石川県隊友会	環安
	30	避難	避難所 -1	避難所施設利用に関する協定	平成23年8月23日	(NYIE) 国立能登青少年交流の家	環安
	31	避難	避難所 -2	一次避難所等施設利用に関する協定	平成30年12月26日	羽咋まちづくり株式会社	環安
	32	避難	避難所 -3	一次避難所等施設利用に関する協定	平成31年2月21日	セレモニー会館コスモ	環安
	33	避難	避難所 -4	一次避難所等施設利用に関する協定書	令和元年5月21日	株式会社志水	環安
	34	避難	避難所 -5	羽咋市と損害保険ジャパン株式会社及び石川日産自動車販売株式会社との災害時支援ステーション設置に係る覚書	令和3年9月28日	損害保険ジャパン株式会社、石川日産自動車販売株式会社	環安
	35	救急救護	救急救護 -1	災害時の医療救護に関する協定書	平成13年6月1日	羽咋市・(一社)羽咋郡市医師会	健福
	36	その他	見守り -1	羽咋市地域見守り活動等に関する協定書	平成29年11月15日	石川県エルピーガス協会 羽咋支部	健福
	37	その他	交通安全 -1	羽咋市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との地方創生に関する連携協定	令和4年11月2日	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	環安
	38	復旧	通信 -1	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	平成30年10月1日	西日本電信電話株式会社	環安
	39	復旧	ライフライン -1	災害時における応急対策活動に関する協力協定書	平成20年12月16日	羽咋市・石川県電気工事工業組合	環安
	40	復旧	ライフライン -2	災害時における応急対策活動に関する協力協定書	平成21年7月22日	一般財団法人 北陸電気保安協会	環安

区分	県	市	協定名	締結年月日	締 結 先	担当
2. 民間等との災害応援協定	41	復旧	ライフライン-3 災害時における応急対策工事に関する基本協定	平成 18 年 4 月 13 日	羽咋市・協同組合羽咋市建設業協会	地整
	42	復旧	ライフライン-4 災害時における応急対策工事に関する基本協定	平成 20 年 9 月 1 日	羽咋市・(社)羽咋郡市建設業協会	地整
	43	復旧	ライフライン-5 災害時における応急対策工事に関する基本協定	平成 22 年 4 月 1 日	羽咋市管工事協同組合	上下
	44	復旧	ライフライン-6 災害時における応急対策業務に関する協定書	平成 26 年 10 月 3 日	公益財団法人 日本下水道管路管理業協会 中部支部石川県部会	上下
	45	復旧	ライフライン-7 日本水道協会石川県支部災害時相互応援に関する協定	平成 22 年 5 月 14 日	日本水道協会石川県支部	上下
	46	復旧	ライフライン-8 大規模災害時における相互連携に関する確認書	令和 4 年 6 月 27 日	北陸電力(株) 北陸電力送配電(株)	環安
	47	復旧	ライフライン-9 大規模災害時における停電復旧に係る応急措置の実施に支障となる障害物の除去等に関する確認書	令和 4 年 6 月 27 日	北陸電力(株) 北陸電力送配電(株)	地整
	48	復旧	郵便-1 災害時における応急・復旧対策に関する協定書	平成 9 年 12 月 10 日	羽咋郵便局	総務
	49	復旧	郵便-2 羽咋市と同市に係る郵便局の協力に関する協定書	平成 30 年 2 月 27 日	羽咋郵便局、羽咋千里浜郵便局、邑知郵便局、一ノ宮郵便局、柴垣郵便局、金丸郵便局	総務

区分		施設名	受入数	締結年月日	締結先	担当
3. 福祉避難所設置運営協定	3-1	特別養護老人ホーム眉丈園 小規模多機能唐戸山ホーム	19人 4人	平成23年9月1日	社会福祉法人眉丈会	健福
	3-2	特別養護老人ホームはくいの郷	40人	平成23年9月1日	社会福祉法人こうけん会	健福
	3-3	介護老人保健施設白鳥苑	40人	平成23年9月1日	医療法人社団 佳樹会	健福
	3-4	ケアホームわたぼうし	20人	平成23年9月1日	有限会社わたぼうし倶楽部	健福
	3-5	羽咋市デイサービスセンター	20人	平成23年9月1日	はくい農業協同組合	健福
	3-6	羽咋市老人福祉センター	78人	平成23年9月1日	社会福祉法人羽咋市社会福祉協議会	健福
	3-7	たきの一ほ一む福の神	13人	平成26年10月1日	社会福祉法人弘和会(福の神)	健福
	3-8	就労支援センターあおぞら	20人	平成26年11月1日	社会福祉法人はくい福祉会	健福
	3-9	ケアほ一むはくい楓の家	20人	平成26年12月1日	株式会社楓の家コーポレーション	健福
	3-10	ライフサポート村友	10人	令和3年9月1日	社会福祉法人弘和会(村友)	健福
	3-11	たきの一ほ一む風和里	8人	令和3年9月1日	社会福祉法人弘和会(風和里)	健福
	3-12	ゆりかご保育園	10人	令和5年9月1日	社会福祉法人ゆりかご福祉会	健福
	3-13	邑知保育園	10人	令和5年9月1日	社会福祉法人ゆりかご福祉会	健福
	3-14	羽咋幼稚園	10人	令和5年9月1日	学校法人羽咋幼稚園	健福

・ 12-2 自治体との災害相互応援協定の締結状況

【応援-1】災害時の相互応援協定

（趣旨）

第1条 この協定は、藤岡市長（以下「甲」という。）と羽咋市長（以下「乙」という。）との協議により、藤岡市、又は羽咋市において、災害が発生し、被災市独自では十分に被災者の援護等の応急措置ができない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、甲又は乙が応援を必要とする場合の応急措置を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。

（連絡の窓口）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）生活必需物資及びその補給に必要な資器材の提供
- （2）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （3）救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員等の応援
- （4）前各号に定めるもののほか、特に要求のあった事項

（要求の手続）

第4条 応援を受けようとする市は、次の事項を明らかにして、文書により要求するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要求し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- （3）前条第3号に掲げるものの職種別人員
- （4）応援の場所及び応援場所への経路
- （5）応援の期間
- （6）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（緊急応援）

第5条 甲及び乙は、事態が緊急を要するときは、応援要求の有無にかかわらず、必要な応援措置を行うものとする。

（指揮権）

第6条 応援市の職員等は、被災市の市長の指揮下に入り行動するものとする。

（応援経費の負担）

第7条 応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがある場合のほか、応援を行った市の負担とする。

（資料の交換）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成7年7月7日から効力を発生するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各々その1通を保有するものとする。

平成7年7月7日

甲	藤岡市長	立会人	藤岡市議会議長
乙	羽咋市長	立会人	羽咋市議会議長

【応援-2】石川県内市災害時相互応援協定書

石川県内の各市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生し、被害を受けた市（以下「被災市」という。）が十分な応急措置を自ら実施できない場合において、当該被災市の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、相互に応援協力することについて、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとし、職員等の派遣及び資機材の提供を含むものとする。

- （1） 市民の生命と財産を守るための救出救助、消火、医療救護、防疫等の応急活動
- （2） 食糧、飲料水、生活必需物資その他の生活物資の供給活動
- （3） 清掃活動
- （4） 水道、下水道等の応急復旧活動
- （5） 被災児童生徒の受入れ
- （6） 被災者に対する住宅の提供
- （7） ボランティアのあっせん
- （8） その他特に必要と認める災害応急対策及び災害復旧活動

（応援要請と応援活動の実施）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、当該被災市以外の協定市に対して応援要請の内容を明らかにして口頭又は文書により応援を要請し、応援を要請された協定市は全面的に応援活動を実施するものとする。

- 2 前項の規定により口頭で応援を要請した場合は、当該応援を要請した協定市に対し後日速やかに応援要請書を送付するものとする。

（緊急応援活動の実施）

第3条 前条の規定にかかわらず、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡が取れない場合には、当該被災市以外の協定市は相互に連絡調整するとともに、自主的判断により緊急応援活動を実施するものとする。

（経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協定市が協議して定めるものとする。

（連絡担当部局）

第5条 協定市は、あらかじめ相互に応援協力するための連絡担当部局を定め、地震等の大規模な災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（その他）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第7条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 11 通を作成し、協定市は記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成24年1月25日

金 沢 市	金 沢 市 長
七 尾 市	七 尾 市 長
小 松 市	小 松 市 長
輪 島 市	輪 島 市 長
珠 洲 市	珠 洲 市 長
加 賀 市	加 賀 市 長
羽 咋 市	羽 咋 市 長
白 山 市	白 山 市 長
か ほ く 市	か ほ く 市 長
能 美 市	能 美 市 長
野 々 市 市	野 々 市 市 長

【応援-3】近隣都市防災相互応援協定書

羽咋市と氷見市とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づく防災相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 市域内において災害が発生した場合は、次の各号に掲げる活動及び業務について、必要な人員（以下「応援職員」という。）及び機器資材を相互に出動させ若しくは、調達して応援するものとする。

- (1) 救助活動
- (2) 救急活動
- (3) 給水活動
- (4) 被災者の受入れ業務
- (5) 公共施設の復旧活動
- (6) 救援物資の調達、輸送及び配給業務
- (7) 被災者の介護及び医療業務並びにボランティアの斡旋
- (8) 清掃活動
- (9) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援要請を行う市は、次の各号に掲げる事項をできる限り明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又は電信により応援要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況及び応援を要請する事由
- (2) 応援の種類並びに応援職員及び機器物資数
- (3) 活動内容及び集結場所
- (4) 応援の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援活動）

第3条 応援要請を受けた市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。また、応援要請がない場合であっても、収集した情報等に基づき必要があると判断した場合には、必要な応援を実施できるものとする。

2 応援要請を受けた市は、第1条各号に掲げる活動及び業務のうち、都合により応援できない活動及び業務がある場合は、当該要請をした市にその旨を速やかに通報しなければならない。

（指揮権）

第4条 応援活動に従事する市の応援職員は、被災市の災害対策本部長等の指揮の下に行動するものとする。

（応援活動に対する便宜供与）

第5条 応援活動を受け入れる市にあっては、応援活動に従事する市の応援職員が行う応援活動に対して、できる限り便宜を供与するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援活動に必要な経費については、次の各号に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 応援のために要した経費については、原則として応援を受けた市の負担とする。
- (2) 応援活動に必要な燃料及び機器資材の補給、又は応援職員への給食等を必要とする場合は、応援を受けた市が現物、又はその費用を負担する。
- (3) 応援活動に従事した応援職員が受けた死傷事項等に伴う治療、補償等に要する経費については、両市が協議して定めるものとする。
- (4) 応援活動に従事した応援職員が応援活動遂行中に第三者に損害を与えた場合は、応援を受けた市がその損害を賠償する。ただし、応援する市から被災市への出動途中及び被災市からの帰路途中において第三者に損害を与えた場合は、応援を行った市がその損害を賠償する。
- (5) その他前各号により難しい費用については、両市が協議の上、決定するものとする。

（連絡責任者）

第7条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 羽咋市総務課長
- (2) 氷見市総務部総務課長

(情報の交換)

第8条 両市は、この協定に基づく応援の効率的な実施を期するため、必要な情報を常時交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成7年12月1日

羽咋市長

氷見市長

【情報発信-1】災害時の情報交換に関する協定

国土交通省北陸地方整備局長（以下「甲」という。）と羽咋市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、羽咋市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 1 羽咋市内で重大な被害が発生又は、発生するおそれがある場合
- 2 羽咋市災害対策本部が設置された場合
- 3 その他甲又は乙が必要と判断した場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 1 一般被害状況に関する事
- 2 公共土木施設の被害状況に関する事
- 3 その他甲又は乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練および防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年3月1日

甲) 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1
新潟美咲合同庁舎1号館

国土交通省 北陸地方整備局長

乙) 石川県羽咋市旭町ア200

羽咋市長

災害派遣要請書様式

石川県知事

殿

第 号
年 月 日

〇〇市（町）長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、下記のとおり、部隊の派遣方を依頼します。

1 災害の種類	
2 災害の状況及び派遣を要請する事由	
3 派遣を希望する期間	
4 派遣を希望する区域及び活動内容	
5 派遣先の責任者、連絡先	
6 派遣先への最適経路	
7 参考となるべき事項	

災害派遣部隊撤収要請書様式

石川県知事	殿	第 年	月	号 日
		〇〇市（町）長 印		
自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）				
年 月 日付け 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記 のとおり 部隊の撤収要請を依頼します。				
記				
1 撤 収 要 請 理 由				
2 撤 収 期 日				
年 月 日 時 分				
3 その他必要事項				

【情報発信-2】羽咋市防災行政無線移動系子局の運用等に関する覚書

羽咋市長(以下「甲」という。)と石川県羽咋警察署長(以下「乙」という。)とは、羽咋市地域防災計画に基づく災害対策にかかる行政事務等に関し相互に緊密な連絡を図るため、羽咋市防災行政無線移動系子局(以下「移動系無線」という。)の運用等に関して、次のとおり覚書を締結する。

(運用の目的)

第1条 通信は、羽咋市地域防災計画に基づく災害対策にかかる行政事務等に関するものとする。

(無線局の設置)

第2条 甲は、甲の所管する庁舎内に無線機基地局装置を設置し、乙の所管する署内に移動系無線を設置する。

2 前項の機器を変更しようとする場合は、甲、乙で協議するものとする。

(無線設置の経費負担)

第3条 移動系無線の設置に要する費用は、甲の負担とする。

(無線管理者等)

第4条 甲及び乙は、それぞれの庁舎内に設置された移動系無線の運用に関し、無線管理者及び無線運用者をおく。

2 無線管理者は、甲及び乙の防災を主管する課長をもって充てる。

3 無線運用者は、甲及び乙の職員をもって充てる。

(定期点検等)

第5条 甲は、移動系無線を常に確実かつ安全に作動させるために、定期点検を行うものとする。

2 前項の定期点検または修理等の作業を実施するに際して、乙は、作業を要する範囲において便宜を供するものとする。

3 移動系無線の故障復旧に要する費用は、甲の負担とする。

(維持費等の負担)

第6条 乙の署内に設置された移動系無線の運用に要する電力その他消耗品等は、乙の負担とする。

(有効期間)

第7条 本覚書の有効期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。なお、期間満了の3か月前までに、甲、乙、いずれからも、何らの申し出がないときは、この覚書はさらに1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

甲、乙は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 羽咋市長

乙 石川県羽咋警察署長

【情報発信-3】石川県と羽咋市間の総合防災情報システムに関する協定

石川県（以下「甲」という。）と羽咋市（以下「乙」という。）は、総合防災情報システムに関する必要な事項について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙をネットワークで結び、防災に関して必要な災害情報の一元化及び共有を図り、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に活用するとともに、迅速かつ的確な災害対策に資することを目的とする。

（費用負担）

第2条 乙は、次に掲げるシステム利用に要する費用を負担するものとする。

（1）県へ支払う負担金 専用回線料（羽咋市庁舎分）の1/2

（2）直接支払う費用 システム利用に係る端末及び端末の管理運用に要する費用

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

ただし、期間満了日の2か月前までに甲又は乙から申し出がないときには、この協定は1年間延長されたものとみなし、以降、この例によるものとする。

（質疑の解決）

第4条 この協定に関し、質疑又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（その他）

第5条 この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各自1通を保管する。

令和元年12月27日

甲 石川県知事 谷 本 正 憲

乙 羽咋市長 山 辺 芳 宣

【情報発信-4】災害時におけるホームページ代理掲載に関する覚書

羽咋市と藤岡市は、災害時におけるホームページ代理掲載に関し、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

(目的)

第1条 この覚書は、羽咋市と藤岡市のいずれかが、災害による通信機器の損壊、ネットワークの混乱などによりホームページが公開できない場合に、被災していない市のホームページにおいて、被災市の災害情報を代理掲載することで、被災市における住民等への的確な情報提供がなされることを目的とする。

(代理掲載内容)

第2条 代理掲載する内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 災害の概要(種別、発生日時、発生場所)
- (2) 被害状況、避難所の開設状況、ライフライン状況
- (3) その他必要な事項

(代理掲載の期間)

第3条 代理掲載を行う期間は、代理掲載の要請があった時から、代理掲載解除の要請があった時までとする。

(連絡体制)

第4条 代理掲載を円滑に実施するため、あらかじめ代理掲載に関する連絡窓口を定め、必要な情報を相互に提供するものとする。

(協議)

第5条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度両者が協議のうえ決定する。

この覚書の証として、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年 3月29日

羽咋市長 山 辺 芳 宣

藤岡市長 新 井 利 明

【消防-1】石川県消防広域応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定により、石川県域内（以下「県内」という。）で大規模又は特殊な災害が発生した場合における消防の広域的な応援を行うための必要な事項を定めることを目的とする。

(協定市町村等)

第2条 この協定は、県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互間において締結するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害又は列車事故等の集団救急救助事故
- (4) 上記以外で応援を必要とする災害、事故等

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町村等の消防長が、当該市町村等の保有する消防力及び近隣市町村等との相互応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が困難と認める場合において、第2条に規定する市町村等の消防長に対して行うものとする。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後、速やかに応援要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

(応援部隊の派遣)

第5条 市町村等の消防長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 市町村等の消防長は、前条の応援要請に対する諾否について速やかに要請市町村等の消防長に通報するものとする。

(応援部隊の指揮)

第6条 要請市町村等における応援部隊の指揮は、要請市町村等の消防長が応援部隊の長に対して行うものとする。

(応援の中断等)

第7条 応援市町村等において応援部隊の派遣を中止しなければならない特別の事態が生じた場合は、応援を中断することができるものとする。

2 災害区域にある市町村において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部が設置された場合は、この協定に基づく応援は終了するものとする。

(知事への通報)

第8条 災害及び応援の状況については、速やかに石川県知事（以下「知事」という。）に通報するものとする。

(知事の補完)

第9条 この協定による目的が達せられないおそれのある場合において、知事はこれを補完するため、必要な指示を行うことができるものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほかおおむね次の区分によるものとする。

- (1) 応援市町村等の負担機械器具の小破損の修理費用、燃料費用並びに消防職員の出勤手当及び死傷による補償
- (2) 要請市町村等の負担(1)に掲げるもの以外のもの
経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議の上、決定するものとする。

(情報提供等)

第11条 市町村等の消防長は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(実施細目)

第12条 この協定の実施について必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定めるものとする。

(疑義の協議)

第13条 この協定に規定していない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

附 則

この協定は、平成3年8月1日から施行する。

2 この協定の成立を証するため、本書48通を作成し、記名押印の上、各1通を保管する。

【消防-2】消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条第2項の規定に基づき、消防の相互応援体制を確立し、消防力の強化を図ることを目的とする。

(協定の適用範囲)

第2条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条に基づく災害対策本部が設置される以前の事態に適用する。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 火災防ぎよのための消防隊の派遣
- (2) 大規模な災害事故における救助隊及び救急隊の派遣
- (3) その他の災害に際し、防ぎよに必要な人員及び資器材の援助

(応援要請)

第4条 応援を受けようとする消防長(以下「応援要請者」という。)は、応援側の消防長(以下「応援者」という。)に次の事項を連絡のうえ、応援を要請しなければならない。

- (1) 災害の種別
 - (2) 災害の状況
 - (3) 応援隊の種別、隊数及び人員
 - (4) 防ぎよに必要な資器材の種別及び数量
 - (5) 応援の場所並びに誘導員の配置場所
 - (6) その他必要事項
- 2 応援要請者は、事後すみやかに前各号について、文書をもって応援者に提出しなければならない。

(応援の方法)

第5条 応援要請を受けた場合、応援者はそれぞれの区域内の警備に支障のない範囲において、必要な応援をしなければならない。

- 2 応援は、原則として要請によるものとする。
ただし、隣接地域に発生した火災について、応援者が必要と認めた場合は、この限りではない。
- 3 火災以外の災害に対する応援は、前2項に準ずる。

(応援の種別)

第6条 応援の種別は、次の各号によるものとする。

- (1) 第1応援
別表に定める地域における災害等の災害を覚知した場合は、応援要請の有無にかかわらず、別表の応援隊が直ちに出動するもの。
- (2) 第2応援
応援要請を受けた場合に、必要な応援隊を派遣するもの。

(応援出動の通報)

第7条 応援者は、要請に基づき応援出動をする場合は、次の事項を応援要請者に通報しなければならない。

- (1) 応援隊の種別、隊数及び人員
 - (2) 応援隊の長の職、氏名
 - (3) 資器材の種別及び数量
 - (4) 出動時刻
 - (5) その他必要事項
- 2 前項の規定は、第5条第2項ただし書の場合に準用する。

(応援隊の誘導)

第8条 応援要請者は、応援隊の到着場所に誘導員を置き、応援隊の誘導を行わなければならない。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の6の規定に基づくほか次による。

- (1) 指揮者は、応援要請市町の消防長又は消防団長とする。
 - (2) 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。
- 2 応援隊の長は、現場到着及び活動の状況等を前項の指揮者に報告しなければならない。

(情報の収集、通報)

第10条 協定者は、情報の収集につとめ、相互に連絡しなければならない。

(応援経費)

第11条 応援に要した経費の負担は、次のとおりとする。ただし、特別のものについては、関係当事者の協議により決定する。

- (1) 応援に要した経常的経費は、応援者の負担とする。
- (2) 応援者が災害地において調達したものの経費は、応援要請者の負担とする。
- 2 応援隊員に対する災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)及び消防団員等公務災害補償等共済基金法(昭和31年法律第107号)の規定に基づき、処理するものとする。
- 3 消防作業に従事した者に対する災害補償は、消防団員等公務災害補償等共済基金法の規定に基づき、応援要請者において行うものとする。
- 4 賞じゅつ金の支給については、応援要請者が応援者と協議のうえ処理するものとする。
- 5 現場において、応援業務に従事中、第三者に加えた人的、物的損害補償は、応援要請者において行うものとする。

(協定の改正)

第12条 協定者が、この協定の改正を行う必要があると認めたときは、協議するものとする。

(協定の証)

第13条 この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、各々記名押印のうえ、各1通所持するものとする。

附則

- 1 この協定は、平成17年12月1日から効力を発する。
- 2 この協定の発効に伴い昭和55年6月27日付け羽咋市、志雄町、氷見市、羽咋郡市広域圏事務組合理事会との消防相互応援協定は廃止する。

平成17年12月1日

羽咋市長 橋 中 義 憲

宝達志水町長 中 野 茂 一

氷見市長 堂 故 茂

羽咋郡市広域圏事務組合
組合長 橋 中 義 憲

別表
第1 応援

応 援 地 域			応 援 隊
氷見市のうち	1 区	熊無・論田	羽咋市消防団 第2分団
	2 区	三尾・床鍋	宝達志水町消防団 第6分団
	3 区	老谷・岩ガ瀬 一ノ島	宝達志水町消防団 第6分団
羽咋郡市のうち	1 区	羽咋市 菅池・神子原	氷見市消防団 熊無分団
	2 区	宝達志水町 清水原・走入 見砂	氷見市消防団 速川分団
	3 区	宝達志水町 所司原	氷見市消防団 久目分団

【消防-3】消防相互応援協定書

(目的)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき、消防の相互応援体制を確立し、消防力の強化を図ることを目的とする。

(協定の適用範囲)

第2条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条に基づく災害対策本部が設置される以前の事態に適応する。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 火災防ぎよのための消防隊の派遣
- (2) 大規模な災害事故における救助隊及び救急隊の派遣
- (3) その他の災害に際し、防ぎよに必要な人員及び資器材の援助

(応援要請の方法)

第4条 応援を受けようとする消防長(以下「応援要請者」という。)は、応援側の消防長(以下「応援者」という。)に次の事項を連絡の上、応援を要請しなければならない。

- (1) 災害の種別
 - (2) 災害の状況
 - (3) 応援隊数及び人員
 - (4) 防ぎよに必要な資器材の種別及び数量
 - (5) 応援の場所及び誘導員の配置場所
 - (6) その他必要事項
- 2 応援要請者は、事後速やかに前項各号について、文書をもって応援者に提出しなければならない。

(応援の方法)

第5条 応援要請を受けた場合、応援者は、それぞれの区域内の警備に支障のない範囲において、必要な応援隊を派遣するものとする。

2 応援は、原則として要請によるものとする。ただし、別表に定める地域に発生した火災について、応援者が必要と認めた場合は、この限りではない。

(応援出動の通報)

第6条 応援者は、要請に基づき応援出動する場合は、次の事項を応援要請者に通報しなければならない。

- (1) 応援隊の種別、隊数及び人員
 - (2) 応援隊の長の職及び氏名
 - (3) 資器材の種別及び数量
 - (4) 出動時刻
 - (5) その他必要事項
- 2 前項の規定は、第5条第2項ただし書の場合に準用する。

(応援隊の誘導)

第7条 応援要請者は、応援隊の到着場所に誘導員を置き、応援隊の誘導を行わなければならない。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、消防組織法第47条の規定に基づくほか次による。

- (1) 指揮者は、応援要請市町の消防長又は消防団長とする。
 - (2) 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。
- 2 応援隊の長は、現場到着及び活動の状況等を前項第1号の指揮者に報告しなければならない。

(情報の収集及び通報)

第9条 協定者は、情報の収集に努め、相互に連絡しなければならない。

(応援経費)

第10条 応援に要した経費の負担は、次のとおりとする。ただし、特別のものについては、関係当事者の協議により決定する。

- (1) 応援に要した経常経費は、応援者の負担とする。
- (2) 応援者が災害地において調達したものの経費は、応援要請者の負担とする。
- 2 応援隊員に対する災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)及び消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和31年法律第107号)の規定に基づき、処理するものとする。
- 3 消防作業に従事した者に対する災害補償は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の規定に基づき、応援要請者において行うものとする。
- 4 賞じゅつ金の支給については、応援要請者が応援者と協議の上、処理するものとする。
- 5 現場において、応援業務に従事中、第三者に加えた人的及び物的損害補償は、応援要請者において行うものとする。

(協定の改正)

第11条 協定者が、この協定の改正を行う必要があると認めたときは、協議するものとする。

(協定の証)

第12条 この協定の成立を証するため、本書5通を作成し、各々記名捺印の上、各1通を所持するものとする。

附則

- 1 この協定は、平成26年2月10日から効力を発する。

平成26年2月10日

七尾市長 不 嶋 豊 和

羽咋市長 山 辺 芳 宣

中能登町長 杉 本 栄 蔵

志賀町長 小 泉 勝

羽咋郡市広域圏事務組合
組合長 山 辺 芳 宣

別表

応 援 地 域			応 援 隊
七尾市のうち	1 区	中島町外原、中島町土川	志賀消防署富来分署 志賀町消防団熊野分団
	2 区	大津町	志賀消防署 志賀町消防団土田分団
羽咋市のうち	1 区	大町、下曾祢町	中能登消防署 中能登町消防団御祖分団
	2 区	金丸出町、鹿島路町	中能登消防署 中能登町消防団鹿西分団
志賀町のうち	1 区	町居	七尾消防署中島分遣所 七尾市第2消防団鉦打分団
	2 区	徳田	七尾消防署和倉分署 七尾市第2消防団金ヶ崎分団
中能登町のうち	1 区	曾祢、小金森、高畠	羽咋消防署 羽咋市消防団第3分団
	2 区	金丸	羽咋消防署 羽咋市消防団第3分団 羽咋市消防団第5分団

【消防-4】石川県消防防災ヘリコプター応援協定書

（目的）

第1条 この協定は、石川県下の市町村及び消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、石川県の所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第2条 本規定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

（要請の基準）

第3条 この協定に基づく応援要請は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する消防の任務を遂行する場合に行うものとする。

（応援要請）

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合に石川県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与える恐れのある場合
 - (2) 要請市町村等の消防力によって防御が著しく困難な場合
 - (3) その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合
- 2 前項の応援要請は、電話等により、次の事項を明らかにしてから行うものとする。
- (1) 災害の種別
 - (2) 災害の発生日時場所、概要
 - (3) 災害発生現場の気象状態
 - (4) 飛行場離着陸場の所在地及び地上支援体制
 - (5) 災害現場の最高指揮者の職氏名及び連絡手段
 - (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
 - (7) その他必要な事項

（消防防災航空隊の派遣）

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

（航空隊への現場指揮）

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における航空隊への指揮は、要請市町村等の長の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。この場合において、航空機に搭乗している運行指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めたときは、その旨現場の最高責任者に通告するものとする。

（消防用無線局の管理及び運用）

第7条 石川県は、第4条に基づく応援要請の活動を行うにあたり、要請市町村等との連携を緊密にするため、航空機及び航空消防防災室に消防用無線局を整備する。

2 前項の無線局の管理及び運用については、別に定める石川県消防防災ヘリコプターと消防機関との通信に係る無線局の管理及び運用に関する取扱基準によるものとする。

（消防活動に従事するための措置）

第8条 第4条の応援要請に対する活動として、航空隊員が消防吏員として活動する必要があるときは、同条の応援要請により、石川県消防広域応援協定（平成3年8月1日施行）第4条の規定に基づく応援要請がなされたものと見なす。

（経費負担）

第9条 この協定に基づく応援に要する運行経費は、石川県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運行経費は石川県消防広域応援協定第10条の規定にかかわらず、石川県が負担するものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めない事項は、石川県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成9年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書48通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保管する。

【消防-5】羽咋市防災行政無線（同報無線）に関する協定書

羽咋市（以下「甲」という。）と羽咋郡市広域圏事務組合消防本部（以下「乙」という。）とは、羽咋市防災行政無線（同報無線）（以下「防災行政無線」という。）の無線制御装置等の運用及び維持管理に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時の通信連絡を確保し、災害情報等の収集伝達を迅速かつ的確に行うことで、地域における防災救助活動及び災害復旧に関する作業を遂行し、市民の生命、財産の安全を確保すると共に、平常時には広報活動及び行政連絡に使用し、民生の安全と行政の向上を図ることを目的とする。

（装置の設置）

第2条 前条の目的を達成するため、甲は、甲の庁舎に設置のアナログ方式同報系無線の親局設備を有線回線で制御する遠隔制御装置及びデジタル方式同報系無線設備の親局の補助局設備（以下「制御器」という。）を乙の通信指令室に設置するものとする。

（制御器の操作及び管理）

第3条 制御器の操作及び管理は、乙の職員をもってこれにあてるものとする。

（経費の負担）

第4条 設置に係る次に掲げる経費は甲が負担するものとする。

- （1） 制御器の設置にかかる経費
- （2） 制御器の修繕に要する経費
- （3） 制御器の定期検査等に要する経費

（設備の変更工事等）

第5条 甲は、防災行政無線の設備を変更又は、増設等をするときは、あらかじめ乙と協議するものとする。
2 乙は制御器を移設等する必要があるときは、あらかじめ甲と協議するものとする。

（その他）

第6条 この協定の定めのない事項について定める必要性が生じたときや、この協定に定める事項に疑義のあるときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。この協定書が成立したことを証するため、本書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 25 年 4 月 1 日

甲 羽咋市長 山 辺 芳 宣

乙 羽咋郡市広域圏事務組合
組 合 長 山 辺 芳 宣

【避難所-1】災害発生時における避難所の設置運営に関する協定書

羽咋市（以下「甲」という。）と石川県立羽咋高等学校（以下「乙」という。）は、災害発生時において、避難者を受け入れる指定避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内に大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合、羽咋市地域防災計画に基づき、乙の管理する施設内において避難所を設置し、避難者を当該施設に避難させることにより、避難生活をおくることができるところを目的とする。

（受入れの要請）

第2条 甲は、災害時において、避難者の存在を把握した場合には、乙に対し避難者受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲から要請があった場合は、甲の責任者の指示に基づき、支援可能な範囲内において、避難者の受入れ及び避難所運営に協力するよう努めるものとする。

（施設の指定及び利用）

第3条 避難所とする施設は、次に掲げる施設とする。

なお、施設内の利用については、別に定める施設利用計画による。

施設名称	所在地
石川県立羽咋高等学校 第1体育館	羽咋市柳橋町柳橋1番地
〃 第2体育館	〃
〃 武道場（柔道場）	〃
〃 武道場（剣道場）	〃

（設置期間）

第4条 この協定における避難所の設置期間は、必要最小限の期間とし、甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

ただし、特段の事情がある場合には、甲乙協議して別に定める。

（避難者の移送）

第5条 甲の要請に基づき、乙が避難者の受け入れを了承した場合、避難所への移送は、原則として避難者の家族と支援者が行うものとする。

（物資の調達）

第6条 甲は、日常生活用品、食料等避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

（経費の負担）

第7条 甲は、避難所の設置運営に係る経費について、所要の負担をするものとする。

（守秘義務）

第8条 甲及び乙は避難所の設置運営において知り得た固有の情報等を漏らしてはならない。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第10条 この協定は、平成30年 3月15日から平成31年 3月14日までとする。

ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年 3月15日

(甲) 羽咋市旭町ア200番地
(乙) 羽咋市柳橋町柳橋1番地
石川県立羽咋高等学校

羽咋市長 山 辺 芳 宣
校長 前 田 一 弘

【避難所-2】災害発生時における避難所の設置運営に関する協定書

羽咋市（以下「甲」という。）と石川県立羽咋工業高等学校（以下「乙」という。）は、災害発生時において、避難者を受け入れる指定避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内に大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合、羽咋市地域防災計画に基づき、乙の管理する施設内において避難所を設置し、避難者を当該施設に避難させることにより、避難生活をおくることができることを目的とする。

（受入れの要請）

第2条 甲は、災害時において、避難者の存在を把握した場合には、乙に対し避難者受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲から要請があった場合は、甲の責任者の指示に基づき、支援可能な範囲内において、避難者の受入れ及び避難所運営に協力するよう努めるものとする。

（施設の指定及び利用）

第3条 避難所とする施設は、次に掲げる施設とする。

なお、施設内の利用については、別に定める施設利用計画による。

施設名称	所在地
石川県立羽咋工業高等学校	羽咋市西釜屋町ク2 1

（設置期間）

第4条 この協定における避難所の設置期間は、必要最小限の期間とし、甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

ただし、特段の事情がある場合には、甲乙協議して別に定める。

（避難者の移送）

第5条 甲の要請に基づき、乙が避難者の受け入れを了承した場合、避難所への移送は、原則として避難者の家族と支援者が行うものとする。

（物資の調達）

第6条 甲は、日常生活用品、食料等避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

（経費の負担）

第7条 甲は、避難所の設置運営に係る経費について、所要の負担をするものとする。

（守秘義務）

第8条 甲及び乙は避難所の設置運営において知り得た固有の情報等を漏らしてはならない。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第10条 この協定は、平成30年 3月15日から平成31年 3月14日までとする。

ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年 3月15日

(甲)	羽咋市旭町ア200番地	羽咋市長	山 辺 芳 宣
(乙)	羽咋市西釜屋町ク2 1	校長	塩 田 憲 司
	石川県立羽咋工業高等学校		

【避難所-3】災害発生時における避難所の設置運営に関する協定書

羽咋市（以下「甲」という。）と石川県立羽松高等学校（以下「乙」という。）は、災害発生時において、避難者を受け入れる指定避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内に大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合、羽咋市地域防災計画に基づき、乙の管理する施設内において避難所を設置し、避難者を当該施設に避難させることにより、避難生活をおくることができることを目的とする。

（受入れの要請）

第2条 甲は、災害時において、避難者の存在を把握した場合には、乙に対し避難者受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲から要請があった場合は、別に定める担当者が施設の開錠を行い、すみやかに避難者の受入れ及び避難所運営に協力するよう努めるものとする。

（施設の指定及び利用）

第3条 避難所とする施設は、次に掲げる施設とする。

なお、施設内の利用については、別に定める施設利用計画による。

施設名称	所在地
石川県立羽松高等学校（体育館）	羽咋市吉崎町ラ1番地2

（設置期間）

第4条 この協定における避難所の設置期間は、必要最小限の期間とし、甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

ただし、特段の事情がある場合には、甲乙協議して別に定める。

（避難者の移送）

第5条 甲の要請に基づき、乙が避難者の受け入れを了承した場合、避難所への移送は、原則として避難者の家族と支援者が行うものとする。

（物資の調達）

第6条 甲は、日常生活用品、食料等避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

（経費の負担）

第7条 甲は、避難所の設置運営に係る経費について、所要の負担をするものとする。

（守秘義務）

第8条 甲及び乙は避難所の設置運営において知り得た固有の情報等を漏らしてはならない。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第10条 この協定は、平成30年 3月15日から平成31年 3月14日までとする。

ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年 3月15日

(甲)	羽咋市旭町ア200番地	羽咋市長	山 辺 芳 宣
(乙)	羽咋市吉崎町ラ1番地2		
	石川県立羽松高等学校	校長	橋 本 正 哉

【ライフライン-1】災害時（断水）における給水に関する協定書

災害時（断水）における給水に関し、羽咋市（以下「甲」という。）と公立羽咋病院（以下「乙」という。）との間において次のとおり協定を締結する。

（協定事項の発動）

第1条 次条に定める災害時（断水）の協力は、原則として乙が災害対策本部を設置し、甲に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙から給水の要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。

- （1）透析用水の優先的な安定供給
- （2）飲料水の優先的な安定供給
- （3）療養環境を維持するための用水の優先的な安定供給

（要請手続）

第3条 乙は、この協定による要請を行うときは、要請書（別紙様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（水の引取り）

第4条 水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において甲の納品書等に基づき、乙が確認の上、引き取るものとする。

（費用負担）

第5条 第2条の規定により甲が供給した水の対価については、乙が負担するものとし、価格は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日の属する甲の会計年度から起算して5年間とし、甲、乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。

（協議）

第7条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年6月11日

甲 羽咋市旭町ア200番地
羽咋市長

乙 羽咋郡市広域圏事務組合
公立羽咋病院
病院事業管理者

12-3 民間等との災害応援協定の締結状況

【水利-1】消火活動に際しての施設利用に関する覚書

邑知潟土地改良区（以下「甲」という。）と羽咋市消防団（以下「乙」という。）と羽咋消防署（以下「丙」という。）は、火災が発生した際に乙や丙が消火活動に使用する消火栓や防火水槽、自然水利の消防水利（以下「消防水利」という。）が不足することが予想される場合に、地域住民の生命と財産を守るため、甲が管理する水路等の施設（以下「水利施設」という。）の利用について、次の通り覚書を締結するものとする。

（目的）

第1条 この覚書は、乙や丙の消火活動に際して、水利施設を使用するための付帯構造物設置及び水利施設を利用するために必要な事項について定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において付帯構造物とは、水利施設内で簡易な堰板を設置するための止め金具を指す。

（工事）

第3条 水利施設内に付帯構造物を設置する場合は、乙又は丙は事前に甲と協議を行い、「土地改良財産他目的使用申請書」及び関連書類を提出しなければならない。

（施設の管理）

第4条 付帯構造物は乙又は丙が管理するが、町会等他の団体が管理する場合は、証拠となる書面等を甲に提出するものとする。

（施設損傷時の扱い）

第5条 付帯構造物が損傷又は付帯構造物の設置に伴い水利施設が損傷した場合は、甲と協議の上、乙又は丙が修繕を行うものとする。

（水利施設の利用）

第6条 水利施設を使用する場合は、乙又は丙は別に定める連絡表（以下「別表」という。）により使用の許諾を得るものとする。ただし、堰板をせずに水利施設を使用できる場合については甲への連絡を省略できるものとする。

2 水利施設を使用する際は、甲の構造物を破壊しないように活動を行うものとする。

3 乙又は丙は水利施設の使用が終了した際は、遅滞なく堰板を撤去するとともに、作業を終了した旨を甲に連絡するものとする。

（協力要請）

第7条 渇水時期など水位が不足して消火活動に支障をきたす場合、別表により甲に水門操作の協力要請を行うことができる。

（目的外利用の禁止）

第8条 水利施設は地域農業者のために整備したものであることから、消火活動以外には使用しないものとする。

2 乙又は丙が消火活動の訓練として使用する場合は、あらかじめ甲に届け出をするとともに、甲の承諾を得た場合のみ水利施設を使用できるものとする。また、訓練当日の使用開始連絡は、甲の承諾があった場合は省略できるが、終了後の連絡は行うものとする。

（連絡先）

第9条 甲乙丙は、毎年4月、別に定める連絡表により、緊急時の連絡者を記載した書面を提出し、相互の対応に備えるものとする。

（有効期間）

第10条 この覚書は、締結の日から効力を発揮するものとし、2025年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに甲乙丙いずれからも書面による申し出がないときは、期間満了の翌日から起算して5年間延長させるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第11条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙丙誠意をもって協議の上定めるものとする。

本覚書を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成31年3月15

(管理者)

甲 石川県羽咋市石野町へ27番地2
邑知潟土地改良区
理事長 山本 泰夫

(施設利用者)

乙 石川県羽咋市旭町ア200番地
羽咋市長 山辺 芳宣

丙 石川県羽咋市中央町ア185番地
羽咋消防署長 松生 正友

【水利-2】災害時における消防用水等の確保に関する協定

羽咋市(以下「甲」という。)と羽咋生コンクリート工業株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時に必要な用水の確保に関し、次のとおり 協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、羽咋市において火災、自然現象等により災害が発生し、または発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙に行う消防用水(以下「用水」という。)や飲料水を除く生活用水の供給要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において、用水の供給を必要とする事態が発生した場合は、乙に対して用水の供給要請を行うことができる。

2 乙は、要請があったときは、特別な事由がある場合を除き、通常業務に優先して指定された場所に出動し、甲の指示する用水の供給を行うものとする。

(報告)

第3条 乙は、要請業務を開始したときは、甲に対して業務を開始した日時、場所、業務内容等を報告するものとする。

2 乙は、要請業務を完了した時は、前項に準じて甲に対して報告するものとする。

(費用負担)

第4条 要請業務に要する費用は、災害対策基本法第92条の規定により羽咋市が負担するものとする。

(損害の負担)

第5条 要請業務により、第三者に損害が生じたときは、甲と乙が協議してその処理解決にあたるものとする。

(危険回避)

第6条 乙が、指定された場所への輸送時に危険と判断した場合は、その危険を回避することができる。

(訓練の実施)

第7条 用水の確保の業務を円滑に実施するため、甲と乙は協議して訓練を実施するものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては羽咋市環境安全課長、乙においては羽咋生コンクリート工業株式会社工場長とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた事項についてはその都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を保有する。

平成30年5月21日

甲 石川県羽咋市旭町ア200番地 羽咋市長 山 辺 芳 宣

乙 石川県羽咋市柳橋町五石高70番地の1
羽咋生コンクリート工業株式会社 代表取締役 小 倉 一 夫

【資料-1】災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

石川県羽咋市(以下「甲」という。)と株式会社ヨシカワ(以下「乙」という。)は、災害時におけるレンタル機材(以下「機材」という。)の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、羽咋市内に地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が災害応急対策を実施するに当たり、乙がその保有する機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

(協定事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の機材の提供は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

(提供の要請)

第3条 甲は、災害時において機材を必要とするときは、乙に対して、乙の保有する仮設トイレ、発電機その他の機材の提供を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間が無い場合は、口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

(保有機材の提供の協力)

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けた時は、機材の優先的な提供に努めるものとする。

2 乙は、機材の提供を実施したときは、速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

3 乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の提供可能な体制を保持するものとする。

(引渡し等)

第5条 保有機材の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、当該機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、乙が第一項の規定により機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第6条 乙が提供した機材の費用及び運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

この場合において、当該費用は、乙の通常価格により算出した額とする。

(費用の支払)

第7条 機材の提供に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(連絡窓口)

第8条 甲及び乙は、この協定に係る連絡窓口となる部署について協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合においても同様に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年7月29日

甲 石川県羽咋市旭町ア200番地
乙 金沢市北安江3丁目1番33号
株式会社ヨシカワ

羽咋市長
代表取締役社長 吉川義一

【資材-2】災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

石川県羽咋市（以下「甲」という。）と千代田機電株式会社（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材（以下「機材」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、羽咋市内に地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が災害応急対策を実施するに当たり、乙がその保有する機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の機材の提供は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（提供の要請）

第3条 甲は、災害時において機材を必要とするときは、乙に対して、乙の保有する仮設トイレ、発電機その他の機材の提供を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間が無い場合は、口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（保有機材の提供の協力）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けた時は、機材の優先的な提供に努めるものとする。

2 乙は、機材の提供を実施したときは、速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

3 乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の提供可能な体制を保持するものとする。

（引渡し等）

第5条 保有機材の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、当該機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、乙が第一項の規定により機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が提供した機材の費用及び運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

この場合において、当該費用は、乙の通常価格により算出した額とする。

（費用の支払）

第7条 機材の提供に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（連絡窓口）

第8条 甲及び乙は、この協定に係る連絡窓口となる部署について協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合においても同様に報告するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年10月1日

甲 石川県羽咋市旭町ア200番地
乙 金沢市新保本4丁目65番地12
千代田機電株式会社

羽咋市長
代表取締役社長

【資料-3】災害時におけるテント及び防災備品等の供給に関する協定書

(趣旨)

第1条

羽咋市（以下「甲」という。）と有限会社藤田テント商会（以下「乙」という。）は、羽咋市内に地震、風水害その他による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、羽咋市地域防災計画に基づき、乙の所有する組み立て式テント等（以下「資材」という。）の供給を目的とする協定を、次のとおり締結する。

(協力の内容)

第2条

乙は、災害時における甲の供給要請に応じ、積極的に応じるものとする。

2 乙は、営業時間外（夜間を除く）においても、甲からこの協定に基づく要請があったときには、速やかにその要請に応じられる体制を平常時から確立しておくものとする。

(要請の手続)

第3条

甲は、乙に対しこの協定に基づく要請をする場合には、テントの大きさ、数量及び引渡し場所等を明記した文書を作成し、乙に提出するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、口頭により要請し、事後に文書を提出するものとする。

(物資の範囲)

第4条

乙は、甲が指定する避難場所に、緊急本部、救援物資受入、ボランティア受入、救護所等を目的とした資材について、要請後24時間を目処に搬入、設置するものとする。

資材については、以下のとおりとする。

パイプテント	1.5間×2間
〃	2間×3間
横幕	テント用
折りたたみテーブル	
折りたたみ椅子	
各種防災関連資材（暖房器具等）	
その他甲が指定する物資	

(引渡し)

第5条

資材の引渡し場所は、原則として、甲が指定する。甲は、原則として、引渡し場所に職員を派遣し、資材の数量等を確認の上、引き取るものとする。

(代金の支払)

第6条

本協定に基づき供給された資材の対価・運搬・設置等に要する経費は、甲が負担する。

2 前項の経費の算定においては、災害時直前における資材等の単価を基準とし、長期にわたる場合は、買取等も含め、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

3 第1項の規定による経費は、乙からの請求により甲が支払うものとし、甲は、請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。

(有効期限)

第7条

この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定解除を申し出ない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第8条

この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して決定する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和4年3月11日

甲 羽咋市旭町ア200番地

乙 羽咋市千里浜町ホ108

羽咋市長

有限会社藤田テント商会

代表取締役

【資料-4】災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定

羽咋市（以下「甲」という。）と株式会社ナガワ（以下「乙」という。）とは、災害時におけるレンタル機材（以下「機材」という。）の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、羽咋市区域内において地震、風水害、その他の異常な自然現象又は大規模な火災その他の大規模な事故等により生ずる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して災害時における市民生活の早期安定を図ることを目的として、機材の提供に関する事項を定めるものとする。

（協力事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（協力の要請）

第3条 災害時において機材を必要とするときは、甲は、乙に対して保有機材の提供についての協力を要請するものとする。
2 甲の乙に対する要請の手続きは、機材提供に関する要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、事後に機材提供に関する要請書を提出するものとする。

（機材の品目）

第4条 甲が乙に提供要請する品目は、発電機、バックホー、水中ポンプ、ストーブ、仮設トイレ、仮設ハウス等、乙が機材として保有又は調達できるものとする。
ただし、県がプレハブ建築協会から斡旋を受けた会員へ発注する応急仮設住宅を除く。
乙は、この協定の円滑な実施を図るため、前項に規定する品目について、平時から甲に情報提供を行うものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、第3条の規程により甲から要請を受けたときは、保有機材の優先提供及び運搬に対する協力等について積極的に努めるものとする。
2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の提供可能な体制を保持するものとする。

（機材の引渡し）

第6条 乙は、甲から要請を受けたときは、甲の指定する場所に機材を運搬し、甲の指定する職員の確認を受けて引き渡すものとする。

（費用の負担及び価格の決定）

第7条 乙が提供した機材に要する対価及び運搬の費用については、甲が負担する。
2 費用は、災害発生時直前における適正価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（善管義務）

第8条 機材の所有権は乙に帰属するものとし、甲は善良な管理者の注意をもって機材を使用・管理しなければならない。
2 賃貸借の期間中、賃貸借終了後乙に返還されるまでの期間、機材の破損及び毀損・滅失についての責は甲に帰属するものとし、修理及び補償ならびに損失の補てんに関する費用はすべて甲の負担とする。

（善管義務追加条項）

第9条 前条の善管義務は、天災（地震・噴火・津波等）及び戦争・暴動を起因とする場合も同様とし、乙は甲の責に帰することができない破損及び毀損・滅失に関しても、修理及び補償ならびに損失の補てんに関しての費用を甲へ請求できることとし、甲はその支払義務を負うこととする。

（協定に定めのない事項）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は調印の日から施行し、甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限り、その効力を有する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両名記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 石川県羽咋市旭町ア 200
羽咋市長 岸 博一

乙 東京都千代田区丸の内 1－4－1
株式会社ナガワ
代表取締役社長 高橋 修

【飲料-1】災害時における飲料水の供給に関する協定書

羽咋市（以下「甲」という。）と北陸コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）とは、次の条項により、災害発生時における飲料水の供給に関する協定を締結する。

（要請）

第1条 羽咋市内に災害が発生し、または、発生するおそれがあり、かつ、甲の対策本部が設置された場合において、甲が飲料水を調達する必要があると認めるときは、甲は、乙に対し飲料水の供給を要請し、乙は、当該要請に基づき飲料水を供給する。

なお、飲料水を調達する必要があると認められるときは、次に掲げる場合をいう。

- （1）災害により断水または避難等した住民に飲料水を供給する必要があるとき。
- （2）その他甲が必要と認めるとき。

（供給飲料水の範囲及び対価等）

第2条 乙が甲の要請に基づき供給する飲料水及びその対価は、次に掲げるとおりとする。

- （1）乙は、第4条の規定に基づき設置したメッセージボード搭載の地域貢献型自動販売機（以下「地域貢献型自動販売機」という。）内の飲料水を甲に無償提供する。
- （2）乙は、甲の必要とする数量の飲料水を優先的に供給する。供給場所は、避難所等甲の指定する場所とする。なお、供給される飲料水の対価は、災害発生前の適正な価格を基準とし、甲、乙協議の上決定するものとする。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に飲料水の供給の要請を行うときは、原則文章によりおこなうものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- 2 大規模地震等の災害により通信手段が途絶し、甲から乙への連絡が不能となったときは、甲は、乙に対し要請を行うことなく、前条第1号の飲料水を使用することができるものとする。ただし、通信が回復した後、速やかに乙に連絡を行なうものとする。

（自動販売機の設置、撤去及び増設）

第4条 乙は、甲の要請に基づき、地域貢献型自動販売機を甲の指定する場所に設置するものとする。なお、設置の際は、転倒防止に十分注意するものとする。

- 2 地域貢献型自動販売機の撤去及び増設については、甲、乙協議の上決定するものとする。

（メッセージボードの使用）

第5条 甲は、住民への情報提供のため、災害発生の有無に関わらず、地域貢献型自動販売機のメッセージボードを使用することができるものとする。

（緊急車両の指定）

第6条 甲は、乙が甲の要請に基づき飲料水の運搬を行なうときは、乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

（協定の有効）

第7条 この協定の有効期間は、平成22年9月27日から平成23年3月31日までとする。なお、この有効期間の満了日の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも協定解除の意思表示がない場合は更に1箇年延長させるものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義があるときは、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成22年9月28日

甲 石川県羽咋市旭町ア200番地
羽咋市
羽 咋 市 長
乙 富山県高岡市内島3550番地
北陸コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長

【飲料-2】災害時における飲料水の供給に関する協定書

羽咋市(以下「甲」という。)と株式会社コーシン(以下「乙」という。)とは、次の条項により、災害発生時における飲料水の供給に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における飲料水の提供に関する乙の甲に対する協力について必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 羽咋市内に震度5弱以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から飲料水の供給について要請があった時、乙は、次に掲げる内容により協力するものとする。

- (1) 乙は、キースイッチ付の自動販売機、緊急時飲料提供ベンダー型の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。
- (2) 乙は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練るものとする。
- (3) 乙は、飲料水の優先的な供給を甲に行うよう最善を尽くすものとする。
- (4) 飲料水の引き渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上引き取るものとする。また、飲料水の対価については、甲が負担するものとし、価格は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(要請の方法)

第3条 甲が乙に飲料水の供給の要請を行うときは、原則文章によりおこなうものとする。

ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 大規模地震等の災害により通信手段が途絶し、甲から乙への連絡が不能となったときは、甲は、乙に対し要請を行うことなく、前条第1号の飲料水を使用することができるものとする。ただし、通信が回復した後、速やかに乙に連絡を行なうものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成30年3月31日までとする。なお、この有効期間の満了日の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも協定解除の意思表示がない場合は更に1箇年延長させるものとし、その後も同様とする。

(疑義の決定)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義があるときは、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年4月12日

甲 石川県羽咋市旭町ア200番地

羽咋市

羽咋市長

乙 石川県野々市市押野2丁目216番地

株式会社コーシン

代表取締役

【食料-1】災害時における支援協力に関する協定

羽咋市(以下「甲」という。)と生活協同組合コープいしかわ(以下「乙」という。)とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、水害、その他災害等による大規模な災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続等について定めるとともに、乙による市民に対する防災意識向上等に関する活動について定め、もって災害応急対策を円滑に実施することを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において、食料、飲料水等の生活物資等が必要と認めるときは、乙に対し、これらの供給について協力を要請することができる。

2 甲は、災害時において、必要と認めるときは、乙に対して、甲が保有する物資等の輸送業務について協力を要請することができる。

3 甲は、平常時において、乙に対して、災害に関する啓発活動、訓練等の参加について協力を要請することができる。

(協力の実施)

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

(要請の方法)

第4条 甲は、生活物資等の供給を受けようとするときは、文書により乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、災害時において支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(生活物資等の供給)

第5条 生活物資等の供給は、甲が指定する場所に品目、数量等を明確にして、乙が責任を持って運搬するものとする。

(費用の負担)

第6条 乙が供給した生活物資等の費用及び甲が要請した物資等の輸送に係る費用については、甲が負担するものとする。

(生活物資等の価格)

第7条 生活物資等の価格及び甲が要請した物資等の輸送に係る費用は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

(生活物資等の安定供給)

第8条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用するほか、石川県内及び県外を事業区域とする生協との間での連携を強化し、生活物資等の安定供給に努めるものとする。

(情報の提供)

第9条 甲は、災害時において、羽咋市民に対する生活物資等の配布場所、品目等の情報提供に努め、乙は、それに協力する。

2 甲及び乙は、災害時において被災地域、被災状況等について、情報交換に努める。

3 乙は、市民に対する防災意識の向上及び減災への取組みを推進するため、甲の協力のもと、平常時から防災等に関する情報提供及び啓発活動に努めるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成25年7月31日から平成26年3月31日までとする。なお、この有効期間の満了日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除の意思表示がない場合、さらに1箇年延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年7月31日

(甲) 石川県羽咋市旭町ア200番地 羽咋市長

(乙) 石川県白山市行町西1番地 生活協同組合コープいしかわ
理事長

【食料-2】災害時における支援協力に関する協定

羽咋市（以下「甲」という。）と日本ハムマーケティング株式会社金沢営業所（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、水害、その他災害等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続等について定めるとともに、乙による市民に対する防災意識向上等に関する活動について定め、もって災害応急対策を円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、食料、飲料水等の生活物資等が必要と認めるときは、乙に対し、これらの供給について協力を要請することができる。

2 甲は、災害時において、必要と認めるときは、乙に対して、甲が保有する物資等の輸送業務について協力を要請することができる。

3 甲は、平常時において、乙に対して、災害に関する啓発活動、訓練等の参加について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

（要請の方法）

第4条 甲は、生活物資等の供給を受けようとするときは、文書により乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、災害時において支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（生活物資等の供給）

第5条 生活物資等の供給は、甲が指定する場所に品目、数量等を明確にして、乙が責任を持って運搬するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が供給した生活物資等の費用及び甲が要請した物資等の輸送に係る費用については、甲が負担するものとする。

（生活物資等の価格）

第7条 生活物資等の価格及び甲が要請した物資等の輸送に係る費用は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（生活物資等の安定供給）

第8条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用するほか、石川県内及び県外を事業区域とする関連企業との間での連携を強化し、生活物資等の安定供給に努めるものとする。

（情報の提供）

第9条 甲は、災害時において、羽咋市民に対する生活物資等の配布場所、品目等の情報提供に努め、乙は、それに協力する。

2 甲及び乙は、災害時において被災地域、被災状況等について、情報交換に努める。

3 乙は、市民に対する防災意識の向上及び減災への取組みを推進するため、甲の協力のもと、平常時から防災等に関する情報提供及び啓発活動に努めるものとする。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から2022年3月31日までとする。なお、この有効期間の満了日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除の意思表示がない場合、さらに1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印又は署名の上、各自その1通を保有する。

令和4年 月 日

(甲) 石川県羽咋市旭町ア200番地

羽咋市長 岸 博一

(乙) 石川県金沢市松島二丁目14番地
日本ハムマーケティング株式会社
近畿中部事業部
中部販売部
部長 石川 進一

【電力-1】災害時等における電気自動車からの電力供給に関する連携協定書

羽咋市（以下「甲」という。）と石川日産自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び日産自動車株式会社（以下「丙」という。）は、台風、地震等大規模災害の発生時、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における電気自動車による避難所への電力の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙及び丙の協力を得て、甲の指定する避難所において、電気自動車を避難所が停電した際の非常用電源として活用し、避難所の運営を円滑に行うことができるよう、基本的な事項を定めるものとする。なお、甲、乙及び丙は、この協定に定めのない細目について、別途覚書を締結することができる。

（電気自動車の貸与要請）

第2条 甲は、災害等が発生し、避難所が開設された時において、乙又は丙に対し、電気自動車の貸与に関する協力依頼書（別紙様式1）により電気自動車の貸与を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって処理するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において電気自動車を貸与することに努めるものとする。

2 貸与期間は、原則として1週間とし、甲が延長を希望する場合は、災害状況および避難所の閉鎖時期等を勘案の上、甲と乙の双方が協議して延長期間を決定する。

（電気自動車の貸与実施）

第4条 乙は、乙の指定する日時及び場所で電気自動車を甲に無償で貸与し、原則として給電業務のために電気自動車を甲に使用させるものとする。

（供給電力）

第5条 乙は、電気自動車の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

2 貸与時点において電気自動車に充電されている電力は、乙が無償で提供する。

3 貸与中に再充電を行う場合の費用については、原則として甲が負担する。

（電気自動車の移動）

第6条 電気自動車による乙の営業所（乙による電気自動車の保管管理場所）等と甲の避難所間の移動は、甲の責任において行い、原則として甲が行うものとする。

（管理）

第7条 甲が、乙より貸与された電気自動車を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、管理方法その他の取り扱いは、甲と乙の協議により取り決める。

（故障等の対応）

第8条 甲が電気自動車を貸与されている間に、貸与された電気自動車に故障または紛失等があった場合、直ちに乙に通知するものとし、その対応について甲と乙間で協議するものとする。ただし、不可抗力等、甲の責によらない故障または紛失等については、甲は責任を負わないものとする。

（返却）

第9条 甲は、乙より貸与された電気自動車を原状に復した上で（ただし、通常損耗を除く。）、乙に返却するものとし、返却方法については、甲と乙が双方協議して決めることとする。

（技術的支援）

第10条 甲は、乙及び丙に対して電気自動車等の操作にかかる助言及び支援を求めることができる。

（連絡調整）

第11条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙があらかじめ連絡体制図（別紙様式1）により指定した者が行う。なお、甲、乙は連絡体制図により指定する者に変更があった場合は、連絡体制図を各当事者に対して送付するものとする。

(定期協議)

第12条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲乙丙は、年1回以上、意見交換、協議等を行うものとする。

(広報活動)

第13条 甲、乙及び丙は、平常時においても防災の広報活動に努めるものとする。

2 甲、乙又は丙が、この協定に係るプレスリリース、その他外部への公表等を行おうとする場合は、事前に他の当事者と公表内容等について協議の上、実施するものとする。

(協定期間)

第14条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から2021年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日の3箇月前までに、甲乙丙から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙それぞれが記名押印又は署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和元年 12月 26日

甲 石川県羽咋市旭町ア200
羽咋市 羽咋市長

乙 石川県金沢市若宮町ホ47
石川日産自動車販売株式会社
代表取締役社長

丙 神奈川県横浜市西区高島1-1-1
日産自動車株式会社
日本マーケティング&セールス/アフターセールス理事

【電力-2】災害時における電力供給等の協力に関する協定書

羽咋市（以下「甲」という。）とネットヨタ石川株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が、羽咋市内において大規模な災害が発生した場合に、自らが保有する外部給電可能なプラグイン・ハイブリッド自動車もしくはハイブリッド自動車（以下「車両」という。）を用いて、車両からの非常時給電設備を有する販売店店舗（以下「店舗」という。）を避難場所として開放し、避難者を一時的に受け入れること、及び避難所への電力供給等の協力について、必要な事項を定める。

（協力内容）

第2条 乙が協力する内容は、次に掲げるものとする。

- （1）避難施設としての店舗の開放による避難者の一時的な受け入れ（備蓄飲料水・食料・毛布の提供）
- （2）車両を使用した避難所等への電力の供給
- （3）災害応急対策に必要となる車両の貸与
- （4）甲が実施する防災訓練への協力

（協力要請）

第3条 甲は、乙が保有する車両を必要とする場合は、書面で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する車両を貸与するよう努めるものとし、車両を引渡したときは、甲に対し速やかに書面により通知するものとする。

（使用期間）

第4条 車両及び店舗の使用期間は、災害発生から3日間程度とする。ただし、使用期間変更の必要がある場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（車両の引渡し及び返却）

第5条 乙は、甲が指定する時間及び場所で車両の引き渡し及び引き取りを行うものとする。

（費用負担）

第6条 甲の要請に基づき、乙が実施した協力に関する費用については、次に掲げるとおりとする。

- （1）車両の貸借、店舗の開放及び防災訓練の協力に関する費用については、無償とする。
- （2）車両の貸借期間中の事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責理由がある者が補償責任を負うものとする。
- （3）乙は、車両の貸与にあたり自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、加入及び保険の適用を受けの際に要する費用については、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、又は保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

（使用上の留意事項）

第7条 甲は、乙から貸与を受けた車両を次に掲げるとおり使用するものとする。

- （1）原則として、羽咋市内の安全な場所で使用する。
- （2）使用期間中の車両の事故又は故障等により使用できなくなった場合は、乙に速やかに報告する。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、書面により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

（普及活動）

第9条 甲及び乙は、市民の自助の取り組みを促進するため、災害時等における車両からの電力の供給及び店舗の開放について、周知及び普及を図ることとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年9月1日

甲 羽咋市旭町ア200番地
羽咋市
羽咋市長

乙 金沢市西泉2丁目178番地
ネットヨタ石川株式会社
代表取締役社長

【電力-3】災害時における電力供給等の協力に関する協定

羽咋市（以下「甲」という。）と株式会社石川トヨペットカローラ（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、羽咋市において大規模な災害が発生した場合における、乙が保有する外部給電可能なプラグイン・ハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車（以下「車両」という。）を用いた避難所への電力供給、乙の販売店店舗（以下「店舗」という。）を避難場所として開放し避難者を一時的に受け入れること等の協力について、必要な事項を定める。

（協力内容）

第2条 乙が協力する内容は、次に掲げるものとする。

- （1）避難施設としての店舗の開放による避難者の一時的な受け入れ
- （2）車両を使用した避難所等への電力の供給
- （3）災害応急対策に必要となる車両の貸与
- （4）甲が実施する防災訓練への協力

（協力要請）

第3条 甲は、乙が保有する車両を必要とする場合は、書面で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する車両を貸与するよう努めるものとし、車両を引渡したときは、甲に対し速やかに書面により通知するものとする。

（使用期間）

第4条 車両及び店舗の使用期間は、災害発生から3日間程度とする。ただし、使用期間変更の必要がある場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（車両の引渡し及び返却）

第5条 乙は、甲が指定する時間及び場所で車両の引き渡し及び引き取りを行うものとする。

（費用負担）

第6条 甲の要請に基づき、乙が実施した協力に関する費用については、次に掲げるとおりとする。

- （1）車両の貸借、店舗の開放及び防災訓練の協力に関する費用については、無償とする。
- （2）乙は、車両の貸与にあたり自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、加入及び保険の適用を受けるときに要する費用については、乙の負担とする。
- （3）車両の貸借期間中の交通事故によって生じた物的損害及び人的損害の賠償は、乙の加入する保険によって支払う。乙の加入する保険が適用されない損害については、その損害の発生について帰責事由のある者が賠償責任を負う。
- （4）車両の貸借期間中の給油費用は甲が負担するものとする。

（使用上の留意事項）

第7条 甲は、乙から貸与を受けた車両を次に掲げるとおり使用するものとする。

- （1）原則として、羽咋市内の安全な場所で使用する。
- （2）使用期間中の車両の事故又は故障等により使用できなくなった場合は、乙に速やかに報告する。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、書面により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

（普及活動）

第9条 甲及び乙は、市民の自助の取り組みを促進するため、災害時等における車両からの電力の供給及び店舗の開放について、周知及び普及を図ることとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和4年11月2日

甲 石川県羽咋市旭町ア200
羽咋市

羽咋市長

乙 金沢市浅野本町口104
株式会社石川トヨペットカローラ

代表取締役社長

【燃料-1】災害時における緊急用燃料の供給に関する協定書

羽咋市（以下「甲」という。）と社団法人石川県エルピーガス協会羽咋支部（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における緊急用燃料の供給に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、羽咋市内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、公共施設の応急復旧、避難所開設等における緊急用燃料として、液化石油ガス等（燃焼器を使用するために必要な設備を含む。以下「ＬＰガス等」という。）の使用を必要とする場合において、ＬＰガス等の安定供給を図るために必要な事項を定めるものとする。

（応援の要請）

第2条 甲は、災害時において避難所等へのＬＰガス等の供給を受ける必要があると認めるときは、別紙様式1により、乙に対して次に掲げる事項を明示して供給を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）必要とするＬＰガス等の内容及び数量
- （2）ＬＰガス等を必要とする場所
- （3）ＬＰガス等の使用目的及び使用期間
- （4）その他参考となる事項

（応援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合には、やむを得ない事由のない限りこれに応じ、ＬＰガス等の優先供給に努めるものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づく供給を完了した場合は、甲に対し文書をもって速やかに次に掲げる事項を報告するものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は電話等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）供給したＬＰガス等の容器別の数量
- （2）その他必要な事項

（連絡責任者）

第5条 第2条の規定に基づく応援の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、甲においては羽咋市役所環境安全課を、乙においては社団法人石川県エルピーガス協会羽咋支部長をそれぞれの連絡責任者とする。

2 乙は、乙の連絡責任者を変更したときは遅滞なくその氏名及び連絡先を甲に報告するものとする。

（ＬＰガス等の撤去）

第6条 ＬＰガス等の撤去については、甲の連絡責任者から乙の連絡責任者に対して連絡するものとする。

2 乙は、甲から前項の連絡があった場合はＬＰガス等の撤去を行うものとする。

（経費の負担）

第7条 第3条の規定による応援のために要する経費は、甲が負担する。

2 前項の経費は、災害発生直前における通常の価格を基礎として、甲乙協議の上算出するものとする。

（経費の支払い）

第8条 前項の規定による経費は、第3条の規定による応援が完了した後において乙から甲に対して請求するものとし、甲は請求のあった日から30日以内に支払うものとする。ただし、甲が期日内に支払うことができない特別の事由がある場合は、この限りではない。

（有効期限）

第9条 本協定の有効期限は、協定締結の日から平成24年11月23日までとする。ただし、甲、乙いずれからも期間満了の1か月前までに解除の申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

平成23年11月24日

甲 羽 咋 市 長

乙 社団法人石川県エルピーガス協会羽咋支部長

【燃料-2】災害時におけるガソリン等燃料の供給に関する協定書

羽咋市(以下「甲」という。)と、石川県石油協同組合羽咋支部「羽咋市中核給油所干場産業サービス株式会社」(以下「乙」という。)は、羽咋市内において、地震、風水害その他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、乙の協力を得て燃料の供給体制を確保することにより、甲が実施する災害対応、避難者の救援活動及びその他必要な活動を円滑に実施することを目的とし、甲が必要とするガソリン等燃料(以下「燃料」という。)の優先的かつ安定的な供給とその運搬に関して、災害時における燃料の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 甲は、乙に対して、次に掲げる各号について燃料の供給及び供給のあっせんについて、乙に協力を要請することができる。

- (1) 庁舎、その他類するもの
- (2) 市内に甲が設置する避難所等(住民が自主的に避難した集会所等も含む)
- (3) 災害応急対策、ライフライン等の維持に重要な施設及び車両
- (4) 消防用自動車及び救急用自動車などの緊急対応車両
- (5) 医療関係施設のうち特に緊急度の高いもの
- (6) その他燃料の供給が必要と特に認められるもの(災害支援物資運搬車両:許可書提示)

(協力要請)

第2条 甲は、乙に燃料の供給及び運搬を要請する場合には、油種、数量及び引渡し場所等を明記した文書を作成し、乙に提出するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、口頭により要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 石油類燃料の供給及び運搬は、原則として、乙又は乙の指定する運搬許可車両及び取扱資格を有する者(以下「乙等」とする。)が行うものとする。

(実施)

第3条 乙は、甲から供給の要請を受けたときは、燃料の優先的な供給について、可能な限り支援を実施するものとする。ただし、燃料不足の状況により、要請どおりの燃料供給が実施できないときは、甲は、必要な調整を行うものとする。

(引渡し)

第4条 燃料の引渡し場所は、原則として、甲が指定する。甲は、原則として、引渡し場所に職員を派遣し、納品を確認の上、引き取るものとする。

(報告)

第5条 乙は、前条の規定に基づき供給を実施したときは、速やかに実施した内容を記載した文書により甲に通知するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、口頭により報告し、事後に文書を提出するものとする。

(災害補償)

第6条 甲は、第1条の規定による業務に従事する乙等について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、「羽咋市地域防災計画」(災害対策基本法第84条第1項、同法施行令第36条第1項)に定めるとおり、その損害を補償する。

(平時からの災害対策)

第7条 甲及び乙は、災害に備え、平時から相互に協力して、次に掲げる災害対策の実施に努めるものとする。

- (1) 甲及び乙は、災害時の円滑な燃料供給体制を確保するための防災訓練を実施する。
- (2) 乙は、給油所の利用客を対象とした防災キャンペーンなど、防災意識の向上に努める。
- (3) 甲は、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)」第4条第2項の規定により、定められている「中小企業等に関する国等の契約の基本方針」に沿って、乙等の受注機会の確保に配慮するものとする。

(経費の負担)

第8条 本協定に基づき供給された燃料の対価・運搬費等に要する経費は、甲が負担する。

2 前項の経費の算定においては、災害時直前における燃料単価契約書等の単価を基準として、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

3 第1項の規定による経費は、乙からの請求により甲が支払うものとし、甲は、請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等についての情報交換を定期的 に行い、災害時等に備えるものとする。

2 甲及び乙は、燃料の運搬を安全かつ円滑に行うため、道路交通、その他災害に関する情報を相互に提供するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定解除を申し出ない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和3年 月 日

甲 石川県羽咋市旭町ア200番地
羽咋市長

乙 石川県羽咋市兵庫町巳14番地1
石川県石油協同組合羽咋支部 羽咋市中核給油所
干場産業サービス株式会社
代表取締役

【燃料-3】災害時における地域支援に関する協定書

羽咋市（以下「甲」という。）と株式会社マルナカ（以下「乙」という。）は、相互に連携し、乙の所有する施設を大規模災害時に一時避難場所として使用し、地域住民の安全を確保することを目的として、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 甲と乙は、土砂災害や大洪水、大地震等の大規模災害の発生時に（以下「大規模災害時」という。）に避難者を支援するための災害時地域支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

（地域支援ステーションの設置）

第2条 大規模災害が発生した場合に甲は、乙に対し、この協定に基づき乙の施設に支援ステーションを設置することを依頼するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲から支援の協力の依頼を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、避難者に対し、支援を実施するものとする。

3 大規模地震等の災害により通信手段が途絶し、甲から乙への連絡が不能となったときは、乙は、甲からの依頼を待つことなく、前項の支援ステーションを設置することができるものとする。ただし、通信が回復した後、速やかに甲に連絡を行なうものとする。

（支援の内容）

第3条 甲は、乙に対し、大規模災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

（1）乙の施設において、避難者に対し、一時避難、炊出し等の協力をすること。

（2）乙の施設において、避難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

（3）乙の施設内に設置した、自動販売機（緊急時飲料提供ベンダー型）の機内在庫の製品を避難者に無償提供するものとする。

2 前項の規定において、乙の施設とは支援ステーションを設置できる施設であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な施設とする。

3 甲並びに乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（防災・減災の啓発）

第4条 甲及び乙は、支援ステーションの普及啓発に関して協力し、防災・減災に対して市民に理解を深めてもらうよう訓練等に参加する。

（経費の負担）

第5条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した乙又は乙の施設が負担するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定書締結日から1年間効力を生じるものとする。なお、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれかからの特段の意思表示がない場合は、この協定はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが記名の上、各その1通を保有する。

令和5年8月30日

（甲）住 所	石川県羽咋市旭町ア200	
	羽咋市	羽咋市長
（乙）住 所	石川県羽咋市大町ヨ部76番地12	
	株式会社マルナカ	代表取締役社長
立会人		
住 所	石川県羽咋市大町	
	大町町会	町会長
住 所	石川県羽咋市下曾祢町	
	下曾祢町会	町会長

【物資-2】災害時における物資供給に関する協定

羽咋市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 羽咋市に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 羽咋市以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第6条の措置を執るものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

（運搬および引渡し）

第8条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を羽咋市長その他甲の指定する者に代行させることができる。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（車両の通行）

第9条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

（代金の支払い）

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

（連絡責任者）

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては羽咋市環境安全課とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

（担当者名簿の作成）

第12条 甲および乙は、この協定の成立の日および毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙②）を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

（情報の交換）

第13条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協議）

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第15条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 石川県羽咋市旭町ア200
代表者 羽咋市長 岸 博一 印

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
株式会社ナフコ
代表取締役 石田 卓巳 印

（別紙）

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋など
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、鍬、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
食料、飲料水	飲料水（ペットボトル）、水、即席めん、缶詰など
生活必需品	毛布、タオル、下着、紙オムツ（大人用・子供用）、ちり紙、ウェットティッシュ、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶など
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、乾電池など
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロなど

【物資-3】災害時における物資供給に関する協定書

羽咋市（以下「甲」という。）とNPO法人 コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文章をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文章を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文章をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年12月1日

甲 羽咋市

乙 コメリ災害対策センター

【物資-4】災害時における施設使用及び物資の供給に関する協定書

羽咋市(以下「甲」という。)と株式会社モンベル(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲の要請に応じ、乙が管理する建物、設備及び敷地(以下「施設」という。)の使用及び物資の供給に関し必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において、防災活動や住民等の避難場所として、施設の使用を必要とするときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 甲は、災害時において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

(要請方法)

第3条 前条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後文書を提出するものとする。

(協力体制)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、施設の使用及び物資の供給に努めるものとする。

2 乙は、施設の使用及び物資の供給に関し、必要な条件を付すことができるものとする。

(報告)

第5条 乙は、施設の使用又は物資の供給を実施したときは、その実施状況を甲に報告するものとする。

(費用負担)

第6条 第4条の規定により要した費用は、甲が負担することを原則とし、乙の請求によりこれを行うものとする。

(情報交換)

第7条 甲と乙は、平常時から相互の情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもってこの協定の終了を相手方に通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年2月18日

甲 住所 羽咋市旭町ア200番地

氏名 羽咋市長

乙 住所 大阪市西区新町2丁目2番2号

氏名 株式会社モンベル
代表取締役

【物流-1】災害時における施設使用及び物資の供給に関する協定書

羽咋市（以下「甲」という。）とはくい農業協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に応じ、乙が管理する建物、設備及び敷地（以下「施設」という。）の使用に関し必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、羽咋市地域内輸送拠点として、施設の使用を必要とするときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 甲は、災害時において、施設内の資機材を利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

3 羽咋市地域内輸送拠点施設を開設する場合は、当該施設の被害状況、稼働状況を確認し、乙と協議して選定する。

（要請方法）

第3条 前条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後文書を提出するものとする。

（協力体制）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、施設の使用及び資器材の使用許可に努めるものとする。

2 乙は、施設の使用及び資器材の使用に関し、必要な条件を付すことができるものとする。

（報告）

第5条 甲は、施設の使用又は資器材の使用を実施したときは、その実施状況を乙に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 第4条の規定により要した費用は、甲が負担することを原則とし、乙の請求によりこれを行うものとする。

（情報交換）

第7条 甲と乙は、平常時から相互の情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもってこの協定の終了を相手方に通知しない限り、その効力を有するものとする。

（使用施設）

第10条 第2条の規定による羽咋市地域内輸送拠点となる施設は下記の施設とする。

施設名	所在地	借上げ可能倉庫・敷地面積
JA はくい園芸総合集出荷場	羽咋市中川町へ11-1	総面積 9,000 m ² 内 1,000 m ²
はくい農協低温倉庫	羽咋市円井町 327	総面積 5,200 m ² 内 1,000 m ²

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 羽咋市旭町ア200番地
氏 名 羽咋市長
乙 住 所 石川県羽咋市太田町と105番地
氏 名 はくい農業協同組合 代表理事組合長

【物流-2】災害時における物流支援等に関する協定

羽咋市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物流支援等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲からの要請に基づき乙が行う物流支援等に関し必要な事項を定め、もって災害応急対策が円滑に実施されることを目的とする。

（支援の内容）

第2条 乙が甲からの要請に基づき行う支援の内容は、次のとおりとする。

- （1）甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する物資集積・搬送拠点における支援物資の荷受、仕分け及び保管管理
- （2）甲が指定する避難所等への支援物資の配送
- （3）荷役作業に必要な人員及び機材の提供
- （4）支援物資の受入れ及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣
- （5）必要となる生活物資等の調達支援
- （6）その他甲が必要と認める事項

（支援の要請）

第3条 甲は、災害時において、前条に掲げる支援の必要があると認められるときは、乙に対し支援の実施を要請するものとする。

2 前項の規定による支援の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により行った後、速やかに文書を提出するものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は、甲から前条の規定による支援の要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（通行の配慮）

第5条 甲は、乙が支援を実施するときは、乙の車両を優先的に通行することができるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条の規定による支援の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

（費用の額及び支払）

第7条 前条の費用の額は、災害が発生する直前における適正な額を基準として甲乙が協議のうえ、決定するものとし、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（連絡先等確認）

第8条 甲及び乙は、支援協力を円滑に行うため、それぞれ連絡先及び連絡責任者をあらかじめ定めておくものとする。この場合において、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（損害の負担）

第9条 物資の受入れ及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

（補償）

第10条 本協定に基づいて業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

（機密の保持及び情報提供）

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲及び乙いずれからも意思表示がないときは、同一条件で1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙が協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和4年2月17日

甲 石川県羽咋市旭町ア200番地
羽咋市
羽咋市長

乙 石川県金沢市木越町ト80番地
佐川急便株式会社 北陸支店
支店長

【情報発信-1】羽咋市と能越ケーブルネット株式会社との災害時における 緊急放送に関する相互協定書

羽咋市（以下「甲」という。）と能越ケーブルネット株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における緊急放送（以下「災害緊急放送」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、「羽咋市地域防災計画」に定める防災に関し、災害緊急放送を通じて、市民に対し災害情報の適切な提供を行うことにより、市民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定書における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1)「災害」とは、風水害災害、地震災害等の自然災害及び大規模な火災並びに爆発等の事故により市民の安全を保護する状態にある場合をいう。
- (2)「災害緊急放送」とは、前条の目的を達成するため、甲の要請に基づき乙がコミュニティチャンネルで行う臨時の放送や緊急割り込み放送等をいう。

（運用）

第3条 災害緊急放送の運用に当っては、乙の番組編成を尊重しながら、次に掲げるとおり放送するものとする。

- (1) 乙は、甲からの災害緊急放送（緊急割り込み放送を除く。）の要請があった場合、コミュニティチャンネルにおいて優先的にこれを放送し、それ以降においても、状況に応じて適時放送を行うものとする。
また、甲が災害対策本部を設置した場合は、乙は速やかに災害緊急放送ができる体制を整える。
- (2) 甲は、緊急割り込み放送が必要であると認めたときは、乙の承認がなくても乙が所有、管理する放送システムを利用し、放送することができる。
その場合、放送内容に関する責任は、甲が負うものとし、放送後速やかに乙にその内容を連絡するものとする。
- (3) 乙は、災害緊急放送の周知を図るため、伝送路の被害があった場合は速やかにその復旧に努めるものとする。
- (4) 災害緊急放送に関する放送チャンネルは、乙が判断するものとする。

（責任者）

第4条 災害緊急放送を行うときの連絡を確実かつ円滑に行うため、双方に責任者を置き、次の職を有するものをもって充てる。

- (1) 甲 羽咋市総務課長
- (2) 乙 ケーブルテレビ制作長

（訓練）

第5条 甲及び乙は、この協定の実効性を高めるため、災害緊急放送の訓練を適宜実施する。

（費用の負担）

第6条 災害緊急放送に係る費用負担は、以下のとおりとする。

- (1) 災害緊急放送に要する費用は、乙の負担とする。
- (2) 災害緊急放送の実施により、その間予定していた番組又はコマーシャルが放送できなかった場合は、乙が該当者等との協議により解決を図る。

（協定期間）

第7条 この契約書の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、いずれかの一方から特段の意思表示がない場合は、次の1年間について引き続き効力を有するものとし、以後この例による。

（その他）

第8条 この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年12月1日

甲 羽咋市旭町ア200番地
乙 氷見市幸町8番7号

羽咋市長
能越ケーブルネット株式会社
代表取締役社長

【情報発信-2】羽咋市防災行政無線戸別受信機の貸借及び維持管理に関する覚書

羽咋市（以下「甲」という。）と株式会社モンベル（以下「乙」という。）は、羽咋市防災行政無線戸別受信機（以下「戸別受信機」という。）の貸借及び維持管理について、次のように取り決める。

（貸与物件）

第1条 甲は、乙に戸別受信機1台を無償で貸与する。

（維持管理）

第2条 乙は、貸与された戸別受信機の維持管理を行い、これに要する経費は乙の負担とする。ただし、保守点検に要する経費及び修繕に要する経費で乙が善良なる管理を怠った結果生じた故障に対する修繕費以外については甲の負担とする。

（返還）

第3条 乙が移転などにより戸別受信機が不要となる場合又は甲が不要と判断した場合は、甲に返還するものとする。

（有効期間）

第4条 本覚書の有効期間は、平成27年2月18日から平成28年3月31日までとする。なお、期間満了の3か月前までに、甲、乙、いずれからでも、何らの申し出がないときは、この覚書はさらに1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（その他）

第5条 上記以外に疑義が生じた場合は、甲、乙協議により決定するものとする。

甲、乙は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成27年 2月18日

甲 住 所 羽咋市旭町ア200番地
氏 名 羽咋市長 山辺 芳宣 印

乙 住 所 大阪市西区新町2丁目2番2号
氏 名 株式会社モンベル
代表取締役 辰野 勇 印

【情報発信-3】災害に係る情報発信等に関する協定

羽咋市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、羽咋市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、羽咋市が羽咋市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ羽咋市の行政機能の低下を軽減させるため、羽咋市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、羽咋市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- （1） ヤフーが、羽咋市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、羽咋市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- （2） 羽咋市が、羽咋市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （3） 羽咋市が、羽咋市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （4） 羽咋市が、災害発生時の羽咋市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （5） 羽咋市が、羽咋市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （6） ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて羽咋市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
- （7） 羽咋市が、羽咋市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2 羽咋市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、羽咋市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく羽咋市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 ヤフーは、羽咋市から提供を受ける情報について、羽咋市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、羽咋市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

（本協定の期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、羽咋市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、羽咋市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2018年 月 日

羽咋市：石川県羽咋市旭町ア200番地

羽咋市長

山 辺 芳 宣

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役 宮 坂 学

【情報発信-4】水難事故防止・津波フラッグ等に関する協定書

羽咋市（以下「甲」という。）と株式会社能登風土（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が、羽咋市内にある押水・羽咋海岸（以下、千里浜海岸という）において水難事故や自然災害から人命を守るため、甲と相互に協力することにより、水難事故や自然災害から人命を守るため、相互に協力することにより、それぞれが行う水難事故防止・防災に資する取組の一層の充実と発展を図ることを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙が協力する内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 津波警報等の視覚的伝達に用いられる「津波フラッグ」の周知・普及に関すること
- (2) 津波が発生、又は発生するおそれがある場合において、「津波フラッグ」掲揚すること
- (3) 水難事故防止・防災に係る職員等の研修（AED講習）等に関すること
- (4) 水難事故防止・防災に係る資料、刊行物及び情報の提供等に関すること
- (5) その他、水難事故防止・防災に係る普及啓発活動に関すること

（協力要請）

第3条 甲は、乙が所有する施設に「津波フラッグ」の掲揚を必要とする場合は、電話等により要請するものとする。ただし、乙は、通信の途絶等により甲が乙に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで、掲揚する。

- 2 乙は、前項の規定により要請があったときは、利用客、職員、掲揚者の危険性を考慮し、「すぐに逃げる」を前提に、「津波フラッグ」の掲揚に努めるものとする。

（使用上の留意事項）

第4条 乙は、甲から貸与を受けた「津波フラッグ」を次に掲げるとおり使用するものとする。

- (1) 原則として、千里浜海岸において津波フラッグの視認可能な、日の出から日没まで（職員が勤務する時間）に大津波警報、津波警報や津波注意報が発表されてから解除されるまでの間とする。
- (2) 掲揚はあくまでも、掲揚が可能な範囲で行うものとし、掲揚者が津波の被害にあわないように、安全が確保できない場合は掲揚しない。

（普及活動）

第5条 甲及び乙は、水難事故や自然災害に対する市民の自助の取り組みを促進するため、資料、刊行物及び情報の提供等をもって周知及び普及を図ることとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年 月 日

甲 羽咋市旭町ア200番地
羽咋市長

乙 七尾市中島町塩津4部45番地
株式会社 能登風土
代表取締役社長

【情報発信-5】水難事故防止・津波フラッグ等に関する協定書

羽咋市（以下「甲」という。）と有限会社プロジェクトドウ（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が、羽咋市内にある一ノ宮海岸及び滝港マリーナにおいて水難事故や自然災害から人命を守るため、甲と相互に協力することにより、水難事故や自然災害から人命を守るため、相互に協力することにより、それぞれが行う水難事故防止・防災に資する取組の一層の充実と発展を図ることを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙が協力する内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 津波警報等の視覚的伝達に用いられる「津波フラッグ」の周知・普及に関すること
- (2) 津波が発生、又は発生するおそれがある場合において、「津波フラッグ」掲揚すること
- (3) 水難事故防止・防災に係る職員等の研修（AED講習）等に関すること
- (4) 水難事故防止・防災に係る資料、刊行物及び情報の提供等に関すること
- (5) その他、水難事故防止・防災に係る普及啓発活動に関すること

（協力要請）

第3条 甲は、乙が管理する施設に「津波フラッグ」の掲揚を必要とする場合は、電話等により要請するものとする。ただし、乙は、通信の途絶等により甲が乙に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで、掲揚する。

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、利用客、職員、掲揚者の危険性を考慮し、「すぐに逃げる」を前提に、「津波フラッグ」の掲揚に努めるものとする。

（使用上の留意事項）

第4条 乙は、甲から貸与を受けた「津波フラッグ」を次に掲げるとおり使用するものとする。

- (1) 原則として、津波フラッグの視認可能な日の出から日没（営業日に限る）までに大津波警報、津波警報や津波注意報が発表されてから解除されるまでの間とする。
- (2) 掲揚はあくまでも、掲揚が可能な範囲で行うものとし、掲揚者が津波の被害にあわないように、安全が確保できない場合は掲揚しない。

（普及活動）

第5条 甲及び乙は、水難事故や自然災害に対する市民の自助の取り組みを促進するため、資料、刊行物及び情報の提供等をもって周知及び普及を図ることとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年 月 日

甲 羽咋市旭町ア200番地
羽咋市長

乙 羽咋市中央町フ162番地
有限会社 プロジェクトドウ
代表取締役社長

【情報発信-6】水難事故防止・津波フラッグ等に関する協定書

羽咋市（以下「甲」という。）と羽咋市柴垣町会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が、羽咋市内にある柴垣海岸において水難事故や自然災害から人命を守るため、甲と相互に協力することにより、水難事故や自然災害から人命を守るため、相互に協力することにより、それぞれが行う水難事故防止・防災に資する取組の一層の充実と発展を図ることを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙が協力する内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 津波警報等の視覚的伝達に用いられる「津波フラッグ」の周知・普及に関すること
- (2) 津波が発生、又は発生するおそれがある場合において、「津波フラッグ」掲揚すること
- (3) 水難事故防止・防災に係る職員等の研修（AED講習）等に関すること
- (4) 水難事故防止・防災に係る資料、刊行物及び情報の提供等に関すること
- (5) その他、水難事故防止・防災に係る普及啓発活動に関すること

（協力要請）

第3条 甲は、乙が所有する施設に「津波フラッグ」の掲揚を必要とする場合は、電話等により要請するものとする。ただし、乙は、通信の途絶等により甲が乙に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで、掲揚する。

- 2 乙は、前項の規定により要請があったときは、利用客、職員、掲揚者の危険性を考慮し、「すぐに逃げる」を前提に、「津波フラッグ」の掲揚に努めるものとする。

（使用上の留意事項）

第4条 乙は、甲から貸与を受けた「津波フラッグ」を次に掲げるとおり使用するものとする。

- (1) 原則として、津波フラッグの視認可能な日の出から日没（職員が勤務している時間）までに大津波警報、津波警報や津波注意報が発表されてから解除されるまでの間とする。
- (2) 掲揚はあくまでも、掲揚が可能な範囲で行うものとし、掲揚者が津波の被害にあわないように、安全が確保できない場合は掲揚しない。

（普及活動）

第5条 甲及び乙は、水難事故や自然災害に対する市民の自助の取り組みを促進するため、資料、刊行物及び情報の提供等をもって周知及び普及を図ることとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年 月 日

甲 羽咋市旭町ア200番地
羽咋市長

乙 羽咋市柴垣町19-110-1
羽咋市柴垣町会
町会長

【人的支援-1】災害時における隊友会の協力に関する協定書

羽咋市(以下「甲」という。)と公益社団法人隊友会石川県隊友会(以下「乙」という。)は、乙の社会貢献活動の一環として、大規模な災害等から市民の生命、身体及び財産を守るために行う協力(以下「協力」という。)に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、羽咋市において自然災害や大規模事故等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号、以下「国民保護法」という。)に定める武力攻撃災害(緊急処理事態における災害を含む。)が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害」という。)において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 甲が乙に対して要請する協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害関連情報の収集及び伝達
地域住民の被害状況、家屋・道路等の被害状況ほか
- (2) 自主防災活動への参加、協力
住民避難支援、特に要配慮者の避難支援ほか
- (3) その他、甲が必要と求める応急対策業務

(協力要請)

第3条 甲は、必要があると認めるときは、前条に定める協力を乙に要請することができる。

2 協力要請は、文書によるものとする。ただし、災害の状況が緊迫して、文書によることが困難な場合は口頭によることができる。この場合、時後速やかに文書を送付するものとする。

3 甲は、協力の必要がなくなったときは、速やかに文書により乙に通知するものとする。

4 乙は、甲の要請に基づき可能な範囲で協力するものとする。

(防災訓練への参加)

第4条 本協定の実効性を確保するために、甲は乙に対し、甲が主催する防災訓練への参加を要請することができる。

(経費の負担)

第5条 乙が協力を行うために要した経費については、乙の負担とする。

(損害賠償)

第6条 協力を行う際、乙は、ボランティア保険に加入するものとし、その費用は乙の負担とする。

2 乙の会員に事故が発生した場合は、乙の責任において対処するものとする。

(第三者に対する損害)

第7条 乙は、甲の責めに帰さない事由により、協力に伴って第三者に損害を与えた時は、その賠償の責めを負うものとする。

(協力のための準備)

第8条 乙は、平常時から大規模な災害発生時における連絡体制を整備するものとする。

2 乙は、平常時から地域の自主防災組織が行う各種事業に積極的に参加、協力するものとする。

3 乙は、甲からの協力要請に的確かつ迅速に応ずるため、毎年、会員数の把握に努めるとともに、緊急時の連絡窓口を記載した書面を甲に提出するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年2月25日

甲 羽咋市旭町ア200番地 羽咋市長

乙 金沢市額乙丸町口96番地 公益社団法人隊友会石川県隊友会 会長

【避難所-1】避難所施設利用に関する協定書

羽咋市長(以下「甲」という。)と独立行政法人国立青少年教育振興機構国立能登青少年交流の家所長(以下「乙」という。)との間で、羽咋市内に大規模な地震、津波、風水害その他による災害が発生し、または発生のおそれがあるとき、次のとおり避難場所及び災害対策要員等の宿泊所(以下「避難所等」という。)としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所等として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(避難場所等の開設)

第2条 甲は、災害時等において避難所等として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を避難所等として開設することができる。

(開設の通知)

第3条 甲は、第2条に基づき避難所等を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文章または、口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所等の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所等として開設することができるものとする。

(避難所等の管理)

第4条 避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所等の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、避難所等の施設利用に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第6条 避難所等の開設期間は、7日間以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は、乙と協議のうえ、使用期間延長の申請をするものとする

(避難所等解消への努力)

第7条 甲は、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

(避難所等の終了)

第8条 甲は、乙の管理する施設を避難場所等として終了する際は、乙にその旨を文章で通知するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(有効期限)

第9条 この協定書の有効期限は、毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(協議)

第10条 この協定書の実施に関し必要な事項、またはこの協定に定めない事項については甲乙協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第11条 甲と乙は、この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成23年8月23日

(甲) 石川県羽咋市旭町ア200番地
羽咋市長

(乙) 石川県羽咋市柴垣町14字5番6
独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立能登青少年交流の家
所 長

【避難所-2】一次避難所等施設利用に関する協定書

羽咋市(以下「甲」という。)と羽咋まちづくり株式会社(以下「乙」という。)は、市内に大規模な地震、津波、風水害、雪害、原子力災害、事故災害等が発生し、または発生のおそれがあるとき(以下、災害発生時等という。)、道の駅「のと千里浜」を指定緊急避難場所や一次避難所及び災害支援中継点(以下「避難所等」という。)として機能させるために、施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、道の駅「のと千里浜」が災害時利用整備事業として整備され、羽咋市が指定緊急避難場所として指定していることから、各種災害発生時には、甲の要請あるいは乙が自ら避難支援活動を行うことにより、住民及び施設利用者の安全を確保でき、また、災害支援中継点として機能させるために必要な事項を定めることを目的とする。

(避難場所等の開設)

第2条 甲は、災害発生時等において一次避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を一次避難所として開設することができる。

2 甲は、災害支援中継点として利用する場合、乙の指定した場所を中継点として開設することができる。

(開設の通知)

第3条 甲は、第2条に基づき避難所等を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所等の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所等として開設することができるものとする。

(避難所等の管理)

第4条 一次避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとする。

2 一次避難所の管理運営について、甲は乙に協力するものとする。

3 災害支援中継点の管理運営については、甲の責任において行うものとする。

4 災害支援中継点の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(避難者支援)

第5条 乙は、一次避難所として避難者を受け入れた際、甲の備蓄食料等で不足となる場合には、甲の要請により乙が管理する飲食料を提供するものとする。

2 一次避難者が、短期的に滞在する可能性が出た場合、乙の要請により甲は必要物品を配備することに努めるものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所等の利用に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7条 一次避難所の開設期間は3日以内とし、避難生活を送る住民に対しては指定避難所への移動を促すものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は、乙と協議のうえ、使用期間延長の申請をするものとする。

2 災害支援中継点としては、他地域の災害状況を踏まえて、関係機関の申し出により甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

(避難所等解消への努力)

第8条 甲は、当該施設の利用については早期解消に努めるものとする。

(避難所等の終了)

第9条 甲は、乙の管理する施設を避難場所等として終了する際は、乙にその旨を文書または口頭で通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は、毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(協議)

第11条 この協定書の実施に関し必要な事項、またはこの協定に定めない事項については甲乙協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第12条 甲と乙は、この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成30年12月26日

(甲) 石川県羽咋市旭町ア200番地
羽咋市長 山 辺 芳 宣

(乙) 石川県羽咋市千里浜町タ1番地62
羽咋まちづくり株式会社

代表取締役 山 辺 芳 宣

【避難所-3】一次避難所等施設利用に関する協定書

羽咋市(以下「甲」という。)と株式会社コスモ(以下「乙」という。)は、市内に大規模な地震、津波、風水害、雪害、原子力災害、事故災害等が発生し、または発生のおそれがあるとき、地域住民の安全・安心を確保するためにセレモニー会館コスモを一次避難場所や一次避難所(以下「避難所等」という。)として利用する場合、施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、セレモニー会館コスモを各種災害発生時に、甲の要請あるいは乙が自ら避難者支援活動等を行うことにより、住民及び施設利用者の安全を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

(避難場所等の開設)

第2条 甲は、災害発生時等において避難所等として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を避難所等として開設することができる。

(開設の通知)

第3条 甲は、第2条に基づき避難所等を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書または、口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所等の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所等として開設することができるものとする。

(避難所等の管理)

第4条 避難所等の管理運営は、乙の責任において行うものとする。

2 避難所等の管理運営について、甲は乙に協力するものとする。

(避難者支援)

第5条 甲は、一次避難者が、短期的に滞在する可能性が出た場合、乙の要請により必要物品を提供するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所等の施設利用に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7条 一次避難所の開設期間は3日以内とし、避難生活を送る住民に対しては指定避難所への移動を促すものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は、乙と協議のうえ、使用期間延長の申請をするものとする。

(避難所等解消への努力)

第8条 甲は、当該施設の利用については早期解消に努めるものとする。

(避難所等の終了)

第9条 甲は、乙の管理する施設を避難場所等として終了する際は、乙にその旨を文章で通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は、毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(協議)

第11条 この協定書の実施に関し必要な事項、またはこの協定に定めない事項については甲乙協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第12条 甲と乙は、この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成31年 2月21日

(甲) 石川県羽咋市旭町ア200番地
羽咋市長 山 辺 芳 宣

(乙) 石川県羽咋市新保町下78番地1
株式会社コスモ 代表取締役 堀 野 すみ子

【避難所-4】一次避難所等施設利用に関する協定書

羽咋市(以下「甲」という。)と株式会社志水(以下「乙」という。)は、市内に大規模な地震、津波、風害、雪害、原子力災害、事故災害等が発生し、または発生のおそれがあるとき、地域住民の安全・安心を確保するためにセレモニーステーションはくいを一次避難場所や一次避難所(以下「避難所等」という。)として利用する場合、施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、セレモニーステーションはくいを各種災害発生時に、甲の要請あるいは乙が自ら避難者支援活動等を行うことにより、住民及び施設利用者の安全を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

(避難場所等の開設)

第2条 甲は、災害発生時等において避難所等として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を避難所等として開設することができる。

(開設の通知)

第3条 甲は、第2条に基づき避難所等を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書または、口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所等の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所等として開設することができるものとする。

(避難所等の管理)

第4条 避難所等の管理運営は、乙の責任において行うものとする。

2 避難所等の管理運営について、甲は乙に協力するものとする。

(避難者支援)

第5条 甲は、一次避難者が、短期的に滞在する可能性が出た場合、乙の要請により必要物品を提供するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所等の施設利用に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7条 一次避難所の開設期間は3日以内とし、避難生活を送る住民に対しては指定避難所への移動を促すものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は、乙と協議のうえ、使用期間延長の申請をするものとする。

(避難所等解消への努力)

第8条 甲は、当該施設の利用については早期解消に努めるものとする。

(避難所等の終了)

第9条 甲は、乙の管理する施設を避難場所等として終了する際は、乙にその旨を文章で通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は、毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(協議)

第11条 この協定書の実施に関し必要な事項、またはこの協定に定めない事項については甲乙協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第12条 甲と乙は、この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成31年 4月 日

(甲)石川県羽咋市旭町ア200番地
羽咋市長 山 辺 芳 宣

(乙)石川県羽咋郡宝達志水町宿舎七18番地1
株式会社志水 代表取締役 竹 内 寧

【避難所-5】羽咋市と損害保険ジャパン株式会社及び石川日産自動車販売株式会社との災害時支援ステーション設置に係る覚書

羽咋市（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン株式会社（以下「乙」という。）及び石川日産自動車販売株式会社（以下「丙」という。）は、令和3年5月28日に協定を締結した「羽咋市と損害保険ジャパン株式会社との地方創生に係る包括連携協定書」第2条第1項第2号に則り、相互に連携し、丙の羽咋店（以下「店舗」という。）を災害時支援ステーションとして設置することに合意し、以下のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 乙及び丙は、羽咋市内において大規模な災害が発生した場合に、丙の店舗を避難場所として開放し、避難者を一時的に受け入れることで、防災減災並びに市民が安心して暮らせるまちづくりに貢献することを目指すものとする。

（具体的取組内容）

第2条 乙及び丙が、相互に連携し協力を行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害時の店舗開放による避難者の一時的な受け入れ
- (2) 電気自動車を使用した電子機器等への給電支援
- (3) 水道水、トイレ、休憩場所、道路や住宅の被害状況等の情報提供
- (4) 災害時支援物資の提供
- (5) その他、地域の防災減災に関する平時の活動

（支援の要請）

第3条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、前条に規定する支援が必要であると認めた場合は、乙及び丙に対して支援を要請することができるものとする。

2 甲は、乙及び丙に対して協力を要請する場合は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって行い、その後速やかに書面を提出するものとする。

（支援の協力）

第4条 乙及び丙は、前条に定める要請があった場合、支援可能な場合において、可能な範囲で最大限協力を努めるものとする。ただし、通信の途絶等の事由により、甲が乙及び丙に支援を要請することができない場合は、乙及び丙は、甲の要請を待たずに、自主的に支援を実施することができるものとする。

（情宣活動）

第5条 甲、乙及び丙は、市民が安心して暮らせるまちづくり促進のため、平時にも災害時支援ステーションの役割を周知する活動に努めるものとする。

（費用の負担）

第6条 甲の要請に基づき、乙及び丙が実施した協力に関する費用については、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1項第1号から第4号に関する費用については、乙及び丙が負担するものとする。
- (2) 支援の協力に伴い発生した事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害賠償の帰責事由がある者が賠償責任を負うものとする。

（有効期間）

第7条 本覚書の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙及び丙のいずれかから書面による特段の申出がない場合は、有効期間を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第8条 本覚書について疑義が生じた事項、又は本覚書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上、決定するものとする。

（情報管理）

第9条 甲、乙及び丙は、本覚書に基づき知り得た相互又は第三者の情報の管理を徹底するものとし、書面による事前の承諾なしに本覚書の目的以外で使用してはならない。また、第三者に公表し、若しくは漏洩してはならない。

本覚書の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名の上、各々1通を保管するものとする。

令和3年9月28日

甲 石川県羽咋市旭町ア200番地

羽咋市長

乙 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号
損害保険ジャパン株式会社

金沢支店長

丙 石川県金沢市若宮町ホ47
石川日産自動車販売株式会社

代表取締役社長

【救急救護-1】災害時の医療救護に関する協定書

羽咋市（以下「甲」という。）と社団法人羽咋郡市医師会（以下乙という。）とは災害時の医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定書は、羽咋市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

ただし、災害救助法等、他の関係法令が適用される災害時には、当該関係法令の定めるところによる。

（救護班の派遣）

第2条 甲は、羽咋市地域防災計画に基づき、医療救護を実施する必要があると認めた場合は、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。また、災害の規模により、他の郡市医師会への応援要請ができるものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受けるとまのない場合は、自らの判断で救護班を派遣することができる。

4 乙は前項の規定により救護班を派遣したときは、速やかに甲に報告するものとする。

（災害医療救護計画）

第3条 乙は、医療救護の円滑な実施を図るため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（救護班に対する指揮）

医療救護の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。ただし、緊急時における救護活動はこの限りでない。

第4条 乙が派遣する救護班は、原則として甲が避難場所及び災害現場等に設置する救護所において医療救護を行う。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急措置及び医療
- (2) 傷病者の収容医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 被災者の死亡の確認
- (4) 避難場所への巡回診療

（救護班の輸送）

第5条 甲は、医療救護が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（医療品等の供給）

第6条 乙が派遣する救護班が使用する医療品等は、当該救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（収容医療施設の指定）

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療施設を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（防災訓練）

第9条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

（費用弁償等）

第10条 甲は、乙が医療救護を実施した場合に要する次に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する費用
 - (2) 乙が要請した、他の郡市医師会の救護に要する経費
 - (3) 救護班が携行した医療品等を使用した場合の薬価基準等に定める実費
 - (4) 救護班員（乙が要請した場合の他の医師会を含む）が、医療救護において負傷（災害現場までの交通事故による負傷等を含む）し、疫病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
 - (5) 救護所における医療器具等の損傷に係る経費
 - (6) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの
- 2 前項に定める費用弁償の額については、甲乙協議の上、別に定める。

（防災訓練に係る費用弁償等）

第11条 甲の要請に基づき、乙が防災訓練に参加した場合の費用については、前条に準ずるものとする。

（医療紛争の処理）

第12条 救護班が転送した患者の診療について、この患者を診療した収容施設と患者との間に医療紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

- 2 甲は前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、甲乙協議の上、誠意をもって解決のための適切な処置をとるものとする。

（細目）

第13条 この協議を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期限）

第15条 この協定の有効期限（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から平成14年3月31日までとする。

- 2 前項の協定期間の満了する1ヶ月前までに、甲乙は乙から何らかの申し出がない場合は、期日満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成13年6月1日

甲 石川県羽咋市旭町ア200番地
羽咋市長

乙 石川県羽咋郡志賀町字高浜町へ1番地1
社団法人 羽咋郡市医師会
会 長

【見守り-1】羽咋市地域見守り活動等に関する協定書

羽咋市（以下「甲」という。）と石川県エルピーガス協会羽咋支部（以下「乙」という。）は、地域での見守り活動（以下「見守り」という。）の実施について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に協力し、見守りを行うことにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにすることを目的とする。

（見守り対象地域）

第2条 この協定による乙の見守り対象地域は、乙が日常的に業務を行う羽咋市内の地域とする。

（甲の責務）

第3条 甲は、その職員に対してこの協定の目的を周知し、円滑な連絡通報体制を整備するものとする。

2 甲は、次条第2項の連絡を受けた時は、速やかに関係機関と連携し、必要な対応を行うものとする。

3 甲は、住民の生命の保護に関して乙へ照会する必要があると判断したときは、速やかに連絡を行い、必要な情報の提供を受けるものとする。

4 甲は乙に対して見守りの実施に必要な情報を提供し、円滑な実施に努めるものとする。

5 甲は、見守り活動に関する広報に努めるものとする。

（乙の責務）

第4条 乙は、その会員に対してこの協定の目的を周知し、日常業務の範囲において見守りに対する協力可能な体制を整備するものとする。

2 乙は、日常業務の範囲内において、住民に関する異変等を察知したときは、速やかに甲に連絡又は通報するよう努めるものとする。ただし、住民の安全確保上、緊急性があると判断した場合は、直接警察署又は消防署等関係機関へ通報するものとする。

3 乙は、前条第3項の連絡等を受けたときは、やむを得ない場合を除き必要な情報を提供し、住民の生命の保護に努めるものとする。

4 乙は、「羽咋市安全・安心メール」から配信された依頼に基づき、搜索の協力を行うものとする。

5 乙は、特殊詐欺をはじめとする犯罪防止策の周知活動に協力するものとする。

（免責）

第5条 乙は、前条第2項の規定による連絡を行ったこと、又は諸事情により連絡を行うことができなかった場合であっても、住民に生じた問題等について責任を負わないものとする。

2 乙は、住民の異変に関する連絡の誤報について、その責任を負わないものとする。

（個人情報の保護）

第6条 甲及び乙並びに甲の職員及び乙の会員は、見守りにおいて知り得た情報等は第三者に漏らしてはならない。この協定が終了した後においても同様とする。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（協議）

第7条 この協定の内容に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了日の30日前までに、甲乙いずれからも書面による協定終了の申し出がないときは、期間満了日の翌日から起算して1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が署名のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成29年11月15日

(甲) 羽 咋 市
市 長

(乙) 石川県エルピーガス協会 羽咋支部
支部長

【交通安全-1】羽咋市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との 地方創生に関する連携協定

羽咋市（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地方創生の実現に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を推進するための取組に関して、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地方創生の実現に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）地方創生に資する取組に関すること。
- （2）防災・災害対策に関すること。
- （3）地域・暮らしの安全・安心に関すること。
- （4）まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する情報の提供に関すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙はこの協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和4年11月2日

甲 石川県羽咋市旭町ア200番地

羽咋市長

乙 石川県金沢市十間町5番地

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
金沢支店 支店長

【通信-1】特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

羽咋市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本覚書にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理するものとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めるものとする。

2 屋内配線が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告するものとする。この場合において、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに設備管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知するものとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施することに努めるものとする。

（故障発見時の扱い）

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の開設）

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者又は帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し開始した場所の連絡を行うものとする。

（特設公衆電話の利用）

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（特設公衆電話の利用の終了）

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うものとする。

（設置場所の公開）

第12条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

（目的外利用の禁止）

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査するものとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

（協議事項）

第14条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成30年 月 日

甲 石川県羽咋市旭町ア200
羽咋市長 山 辺 芳 宣

乙 石川県金沢市出羽町4番1号
西日本電信電話株式会社
金沢支店長 小 川 成 子

【ライフライン-1】災害時における応急対策活動に関する協力協定書

羽咋市と石川県電気工事工業組合（以下「組合」という。）とは、羽咋市に大規模な風水害、地震その他の災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、市民の生命と財産を守り市民生活の安定を図るため、羽咋市地域防災協定に基づき、相互に協力して災害応急対策活動を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 羽咋市は、大規模災害に際して羽咋市のみで応急対策活動が実施できないと認めるときには、組合に対し、人命救出、電気施設等の応急復旧活動等災害の状況に応じた応急対策の実施について、協力を要請することができるものとする。

（協 力）

第2条 組合は、羽咋市から応急対策活動の実施について協力要請があったときは、組合に加入する組合員（以下「組合員」という。）の斡旋、建設資機材及び労力の提供その他可能な限りの協力を行うものとする。

（活動要請手続）

第3条 羽咋市は、組合又は組合員に対し応急対策活動を要請するときには、日時、場所、活動業務を指定して、文書又は電話等の方法により要請を行うものとする。

2 羽咋市は、災害状況により前項の活動要請が直接できない場合には、組合又は組合員に対し、公共放送等を通じて要請を行うものとする。

（活動の実施）

第4条 組合員は、前条の規定に基づき活動要請を受けたときは、直ちに指定場所に出動し、羽咋市の職員（人命救出の場合は、消防職員）の指示に基づき、応急対策活動を実施するものとする。

但し、指定場所に羽咋市の職員が派遣されていない場合は、要請事項に従い自らの判断により応急対策活動を実施するものとする。

2 組合員は、指定場所に出動したときは、速やかに現場責任者、出動時間、建設資機材等を羽咋市に報告するものとする。

3 組合員は、応急対策活動が完了したときは、速やかに活動状況の概要を羽咋市に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 組合員が応急対策活動に要した費用は、羽咋市が負担する。

2 羽咋市は、組合員の応急対策活動終了後、これを検査又は確認したときは、組合員の請求により、前項の費用を速やかに支払うものとする。

（公務災害補償）

第6条 組合員は、応急対策活動の実施に当たっては、業務に従事する者が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめとらなければならない。

（連 絡）

第7条 組合は、毎年1回、組合員名簿及び災害時に対応可能な建設資機材等の状況を羽咋市に対し連絡するものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。但し本協定の期間満了の日の1ヵ月前までに羽咋市又は組合から何らかの申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協 議）

第9条 この協定の実施について必要な事項及びこの協定に疑惑が生じたときは、羽咋市と組合とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年12月16日

羽 咋 市
羽咋市長

石川県電気工事工業組合
理 事 長

【ライフライン-2】災害時における応急対策活動に関する協力協定書

羽咋市（以下「甲」という。）と財団法人北陸電気保安協会（以下「乙」という。）とは、羽咋市に大規模な風水害、地震その他の災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、市民の生命と財産を守り市民生活の安定を図るため、羽咋市地域防災計画に基づき、相互に協力して災害応急対策活動を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は大規模災害に際して甲のみで応急対策活動が実施できないと認めるときには、乙に対し、電気施設等の応急復旧活動等災害の状況に応じた応急対策活動の実施について、協力を要請することができるものとする。

（協 力）

第2条 乙は、甲から応急対策活動の実施について協力要請があったときは、職員を派遣して、甲の指定する施設に係る電気施設等の応急復旧における保安確保のために、電力復旧の可否の判定（電力復旧のための軽易な作業を含む。）並びに電力復旧工事の管理、監督、指導及び検査その他の必要な協力を行うものとする。

（活動要請手続）

第3条 甲は、乙に対し応急対策活動を要請するときには、日時、場所、活動業務を指定して、文章又は電話等の方法により要請を行うものとする。

2 甲は災害状況により前項の活動要請が直接できない場合には、乙に対し、公共放送等を通じて要請を行うものとする。

（活動の実施）

第4条 乙は前条の規定に基づき活動要請を受けたときは、直ちに指定場所に職員を派遣し、甲の職員の指示に基づき、応急対策活動を実施するものとする。

但し、指定場所に甲の職員が派遣されていない場合は、要請事項に従い自らの判断により応急対策活動を実施するものとする。

2 乙は、指定場所に職員を派遣したときは、速やかに現場責任者、出勤時間、建設資機材等を甲に報告するものとする。

3 乙は、応急対策活動が完了したときは、速やかに活動状況の概要を甲に報告するものとする

（費用負担）

第5条 乙が応急対策活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、乙の応急対策活動終了後、これを検査又は確認したときは、乙の請求により、前項の費用を速やかに支払うものとする。

（公務災害補償）

第6条 乙は応急対策活動の実施に当たっては、職員が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめとらなければならない。

（連 絡）

第7条 乙は、毎年1回、乙に関する事業所の組織図及びその事業所の連絡先を記載した書面を甲に対し提出するものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。但し本協定の期間満了の日の1ヵ月前までに甲又は乙から何らかの申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協 議）

第9条 この協定の実施について必要な事項及びこの協定に疑惑が生じたときは、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成21年7月22日

甲 羽咋市 羽咋市長
乙 財団法人 北陸電気保安協会 理事長

【ライフライン-3】災害時等における応急対策工事に関する基本協定書

羽咋市（以下「甲」という。）と協同組合羽咋市建設業協会（以下「乙」という。）は、甲が管理する道路、河川、公共下水道等（以下「公共土木施設」という。）が自然災害もしくは大規模事故により被災し、又は被災する恐れがある場合の応急復旧工事（以下「応急対策工事」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、応急対策工事の実施に関する基本事項を定めることにより、災害等に対する公共土木施設の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害等」とは、豪雨、暴風、地震その他の異常な自然現象又は緊急な対応を必要とする事故により生ずる被害で、甲が応急対策工事の実施を必要と認めたものをいう。

（細目協定）

第3条 市内の公共土木施設を管理する甲は、乙と応急対策工事を円滑に実施するため当該工事の実施の細目に関する協定を別に締結する。

（協定の期間）

第4条 この協定の期間は、締結の日から平成19年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の30日前までに、甲、乙から文書により何らの意見表示がなされないときは、更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（疑義の決定）

第5条 この協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年4月13日

甲 住所 羽咋市旭町ア200番地
氏名 羽咋市長

乙 住所 羽咋市島出町上10
氏名 協同組合羽咋市建設業協会
代表理事

【ライフライン-4】災害時等における応急対策工事に関する基本協定書

羽咋市（以下「甲」という。）と社団法人羽咋都市建設業協会（以下「乙」という。）とは、甲が管理する道路、河川、公共下水道等（以下「公共土木施設」という。）が自然災害、若しくは大規模事故により被災し、又は被災する恐れがある場合の公共土木施設の被災防止工事及び被災公共土木施設の応急復旧工事（以下「応急対策工事」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、応急対策工事の実施に関する基本事項を定めることにより、災害等に対する公共土木施設の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害等」とは、豪雨、暴風、地震その他の異常な自然現象又は緊急な対応を必要とする事故により生ずる被害で、甲が応急対策工事の実施を必要と認めたものをいう。

第3条 市内の公共土木施設を管理する甲は、乙と応急対策工事を円滑に実施するため当該工事の実施の細目に関する協定を別に締結する。

（協定の期間）

第4条 この協定の期間は、締結の日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書により何らかの意思表示がなされないときは、更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（疑義の決定）

第5条 この協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年9月1日

甲 住所 羽咋市旭町ア200番地
氏名 羽咋市長

乙 住所 羽咋市西釜屋町中138-2
氏名 社団法人羽咋都市建設業協会
会長

【ライフライン-5】災害時等における応急対策工事に関する基本協定

羽咋市水道事業（以下「甲」という。）と羽咋市管工事協同組合（以下「乙」という。）は、甲が管理する施設、管渠等（以下「水道施設」という。）が自然災害もしくは大規模事故により被災し、又は被災する恐れがある場合の応急復旧工事（以下「応急対策工事」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、応急対策工事の実施に関する基本事項を定めることにより、災害等に対する水道施設の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害等」とは、豪雨、暴風、地震その他の異常な自然現象又は緊急な対応を必要とする漏水事故により生ずる被害で、甲が応急対策工事の実施を必要と認めたものをいう。

（細目協定）

第3条 市内の水道施設を管理する甲は、乙と応急対策工事を円滑に実施するため当該工事の実施の細目に関する協定を別に締結する。

（適用）

第4条 この協定は、平成22年4月1日から適用する。
また、乙からの申出がない限りこの協定は継続されるものとする。

（疑義の決定）

第5条 この協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年4月1日

甲 住所 羽咋市旭町ア 200 番地
氏名 羽咋市長

乙 住所 羽咋市深江町ヲ 36 番地 2
氏名 羽咋市管工事協同組合
理事長

【ライフライン-6】災害時における応急対策業務に関する協定書

羽咋市(以下「甲」という。)と公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部石川県部会(以下「乙」という。)とは、甲の管理する下水道管路施設が風水害、地震その他の自然災害等により被災した場合(以下「災害時」という。)の応急対策業務(以下「業務」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における応急対策について、必要な事項を定め、施設の早期機能回復などの応急対策の充実及び強化を図ることを目的とする。

(協力業務)

第2条 この協定の対象となる業務は、災害時における被害調査及び応急措置とし、甲が必要と認めた範囲とする。

(協力の要請)

第3条 甲は、災害時において応急対策を行う必要が生じた場合は、災害の実情に応じて、乙に対し協力要請書(様式第1号)により協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請は、緊急を要する場合には、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく協力要請書を交付するものとする。

3 乙は、協力の要請に備え、使用資機材の確保に努めるものとする。

(応急対策の実施と報告)

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、応急対策の内容を検討のうえ協力業者の中から業務担当者(以下「担当者」という。)を決定し、出勤応諾書(様式第2号)を甲に送付することにより出勤を応諾するものとする。

2 前項の応諾は、緊急を要する場合には、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく出勤応諾書を送付するものとする。

3 担当者は、甲の指示に従い、速やかに業務に着手するものとする。

4 担当者は、業務遂行にあたって第三者に損害を与えないように特段の注意を払うものとする。

5 担当者は、業務従事者が労働者災害補償保険法(昭和22年法律第20号)の規定の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめ行なわなければならない。

6 担当者は、業務請負契約の根拠とするため、業務内容が判定できる写真等の資料を整理するとともに、適宜業務の進捗状況及び完了を甲に報告するものとする。

(請負契約の締結)

第5条 甲は、前条第6項の資料をもとに、担当業者と速やかに請負契約を締結するものとする。

(協定の効力)

第6条 この協定の期間は協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書により協定を更新しない等の意思表示がなされないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(疑義の解決)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定について、疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 石川県羽咋市旭町ア200番地
羽咋市長 山 辺 芳 宣

乙 石川県金沢市東力2丁目47番地48番地
公益財団法人 日本下水道管路管理業協会
中部支部石川県部会長 西 村 文 男

【ライフライン-7】日本水道協会石川県支部災害時相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水等による水道災害において、日本水道協会石川県支部（以下「県支部」という。）内の被災都市が速やかに給水能力を回復できるように会員相互間で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 この協定における会員は県支部内の正会員で構成し、支部長である事業体がその事務を執り行う。
2 支部長である事業体が被災し、適切な連絡調整が行えない場合には、別表に掲げる順位により、該当する会員がこの協定における支部長の事務を代理するものとする。

(応援要請)

第3条 被災した会員（以下「被災会員」という。）は、速やかに被災状況を報告し、応援が必要と判断した場合は、必要とする応援内容等を明らかにした上で、支部長あて応援を要請する。
2 要請を受けた支部長は、県、協会本部その他関係機関と調整を図った上で、他の会員に対して応援を要請する。
3 支部長は、要請を受けた際、被災状況、地理的条件等から必要と認めたときは、日本水道協会中部地方支部長（以下、「中部地方支部長」という。）へ応援を要請するものとする。
4 支部長は、被災状況等から必要と認めたときは、応援要請の連絡を待たずに、会員に対し応援活動を即座に行える体制を整えるよう要請することができるものとする。

(応援体制)

第4条 会員は、第3条に定める応援の要請の連絡を受けたときは、被災会員の応急給水、応急復旧等に全面的に協力するものとする。

(応援内容)

第5条 応援活動は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援職員の受入)

第6条 応援活動を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、支部長は、被災会員と協議の上、応援活動に従事する会員（以下「応援会員」という。）の職員及び工事業者の宿泊施設、応援車両の集合場所等を指定する。ただし、宿泊施設について指定することが困難な場合については、応援会員に対し必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(費用負担)

第7条 この協定に基づく応援に要する費用は、法令その他別段の定めがあるもののほか、原則として被災会員が負担するものとする。

(他支部等への応援)

第8条 中部地方支部長より応援活動の協力要請があったときは、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」及び「同実施要領」に基づき、全面的に協力するものとする。
2 県等の行政機関より応援活動の協力要請があったときは、会員以外の水道事業体に対しても、この協定における応援活動の例により全面的に協力するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関する必要な事項については、支部長及び県支部会員が協議してこれを定める。

(適用)

第10条 この協定は平成22年5月14日から適用する。

この協定の締結の証として、本書19通を作成し、関係者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年5月14日

日本水道協会石川県支部長
金沢市長 山出 保

石川県知事	谷本 正憲
加賀市長	寺前 秀一
かほく市長	油野 和一郎
小松市長	和田 慎司
珠洲市長	泉谷 満寿裕
七尾市長	武元 文平
能美市長	酒井 悌次郎
羽咋市長	山辺 芳宣
白山市長	角 光雄
輪島市長職務代理者	
輪島市副市長	大下 泰宏
穴水町長	石川 宣雄
内灘町長	八十出 泰成
野々市町長	栗 貴章
志賀町長	小泉 勝
津幡町長	矢田 富郎
中能登町長	杉本 栄蔵
能登町長	持木 一茂
宝達志水町長	津田 達

(会員名簿順)

別表

代理順位	会員名
第1順位	小松市
第2順位	七尾市
第3順位	輪島市

【ライフライン-8】大規模災害時における相互連携に関する確認書

羽咋市（以下「甲」という。）と北陸電力株式会社（以下「乙」という。）及び北陸電力送配電株式会社（以下「丙」といい、甲・乙・丙をあわせて以下「3者」という。）は、令和4年3月22日付けをもって締結した「羽咋市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との包括的地域連携に関する協定書」の第2条（3）に関し、災害時の相互連携について以下のとおり確認する。

（目 的）

第1条 本確認書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙及び丙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、3者の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（適用範囲）

第2条 この確認書の適用範囲は、甲における丙の電力供給区域とする。

（連携内容）

第3条 3者がそれぞれ連携する内容は次の各号のとおりとする。

- （1）乙又は丙は、大規模災害発生時又は発生が予想される場合には、必要に応じて甲が設置する災害対策本部へ情報連絡員を派遣するとともに、3者は相互に連絡体制を確立し、連携して停電情報等の必要な情報の連絡に努めるものとする。
- （2）甲は、乙又は丙に対して必要に応じて、甲が開催する羽咋市災害対策本部本部員会議等への出席を求めることができる。
- （3）この確認書に定める業務に関わる連絡調整は、3者があらかじめ連絡体制図により指定した部署にて行う。なお、連絡体制図に変更が生じた場合は、随時更新の上、3者共有するものとする。
- （4）乙又は丙から甲へ連絡する停電情報等とは、次の各号のとおりとする。
 - ・ 停電発生日時及び停電復旧見通し
 - ・ 停電発生地域
 - ・ 停電戸数
 - ・ 停電原因
 - ・ 停電復旧完了日時
- 2 甲及び丙は、大規模災害発生時に丙が所有する設備に関連して道路の通行に支障を来した場合は、相互に連携して通行の確保にあたり、緊急輸送道路等については、これを優先的に実施する。
- 3 乙又は丙は、早期の停電復旧作業のため、甲に対して停電復旧に支障となる障害物等の除去を要請できるものとし、甲は、乙又は丙からの停電復旧に支障となる障害物等の除去の要請があった場合、協力するものとする。
 - （1） 乙又は丙は、甲に対して停電復旧に支障となる障害物等の除去の協力を要請する場合、あらかじめ次の各号に定める事項を書面に明記の上、乙又は丙の情報連絡員等を介して、要請することとする。ただし、緊急を要するときは、乙又は丙は甲に対し、口頭又は電話等で依頼することができることとし、その後速やかに書面による手続きを行うものとする。
 - ・ 作業内容
 - ・ 場所（住所、地図）
 - ・ 写真
 - ・ 作業希望日時
 - ・ 現地連絡責任者及び電話番号
 - ・ その他必要な事項
- 4 3者は、病院、避難所等の重要施設について、可能な限り自家発電設備の設置等の対策を促進するよう取り組むものとする。
- 5 丙は、応急送電のための電源車の使用にあたっては、復旧見通し及び応急送電箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案してその配置先を決定するとともに、甲又は関係行政機関と適宜協議を行うものとする。
 - （1） 甲は、重要性・緊急性等に応じて、丙と電源車の配置先について協議できるものとする。ただし、石川県の災害対策本部が設置されている場合には、甲は石川県に協議の申し入れをするものとする。

- (2) 丙は、甲の要請に対して、丙の緊急の業務に支障がない限りにおいて、電源車を配置するものとする。また、丙は電源車の配置先を決定した場合、甲又は石川県の災害対策本部へ連絡するものとする。
- 6 乙又は丙は、停電復旧作業に必要となる活動拠点について、必要に応じて、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力する。
- 7 甲及び丙は、倒木による停電、道路の寸断等の発生を防止するため、事前対策に取り組むものとする。
- 8 3者は、双方が保有する連絡・通信手段等を利用し、住民に対して停電情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信する。
- 9 3者は、この確認書に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。
- (連携方法)
- 第4条** 前条の連携内容の詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、3者協議の上、別途定めるものとする。
- (費用負担)
- 第5条** この確認書に基づいて実施した事項に要した費用のうち、本来甲、乙又は丙が行うべき作業に係る費用について、3者協議の上、相手方に請求できるものとする。
- (秘密保持)
- 第6条** 3者は、この確認書に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。
- (安全管理)
- 第7条** この確認書の実施にあたっては、3者それぞれの責任において、安全の確保に万全を期して行うものとする。
- (有効期間)
- 第8条** この確認書の有効期間は、確認書締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲、乙又は丙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この確認書は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。
- (協 議)
- 第9条** この確認書に定めのない事項又はこの確認書に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、3者協議の上、別途定めるものとする。

この確認書の締結を相互に証するため、本書3通を作成し、3者それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年 月 日

甲	石川県羽咋市旭町ア200 羽咋市 環境安全課長		
乙	石川県七尾市三島町61-7 北陸電力株式会社 七尾支店総務課長	石塚	聡
丙	石川県七尾市三島町61-7 北陸電力送配電株式会社 石川支社七尾配電部長	木嶋	公平

【ライフライン-9】大規模災害時における停電復旧に係る応急措置の実施に支障となる障害物の除去等に関する確認書

羽咋市（以下「甲」という。）と北陸電力株式会社（以下「乙」という。）及び北陸電力送配電株式会社（以下「丙」といい、甲・乙・丙をあわせて以下「3者」という。）は、令和4年3月22日付けをもって締結した「羽咋市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との包括的地域連携に関する協定書」の第2条（3）に関し、大規模災害時における停電復旧に係る応急措置の実施（以下「停電復旧」という。）に支障となる障害物の除去等について、以下のとおり確認する。

（目的）

第1条 本確認書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「災対法」という。）第64条第2項に基づく停電復旧に支障となる障害物の除去等を実施するため、3者が協力して円滑に作業に当たれるよう、3者間における基本的事項を定め、もって、停電の早期復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本確認書は、災対法64条第2項に基づく停電復旧に支障となるもの（以下「障害物等」という。）の除去その他必要な措置（以下「除去作業」という。）に適用するものとする。

（対象区域）

第3条 対象区域は、停電復旧に必要な区域として、乙又は丙が甲に要請し、要請を受けた甲が指定する区域を対象とする。

（連携体制の構築）

第4条 3者は、日頃より緊急輸送道路等の優先的に啓開すべき道路について情報を共有する等、大規模災害時に連携できるよう体制の構築を行うものとする。

（大規模災害時における相互連携に関する確認書第3条2項の連携内容）

第5条 丙は、大規模災害時には、優先的に啓開すべき道路の通行に支障となる電力設備等の除去を優先して実施するものとする。

2 甲は、丙の現場着手等が遅れ、優先的に啓開すべき道路の通行等に支障をきたすと判断した際は、丙による安全確認を実施した上で、丙に代わり通行の支障となる電力設備等の除去を実施することができることとする。

3 前項の丙による安全確認を実施するため、甲は乙又は丙に対し現場の安全について判断できる技術員の派遣を要請することとし、丙は直ちに技術員を派遣し電氣的安全措置等を実施することとする。

4 第2項の甲による電力設備等の除去にあたっては、丙の技術員立ち合いのもと実施することとする。

（大規模災害時における相互連携に関する確認書第3条3項の取扱）

第6条 甲は、乙又は丙から停電復旧に支障となる障害物等の除去の要請があった場合は、自己の緊急の業務に支障のない範囲において、これに協力するものとする。

2 甲は、障害物が丙の設備に接触し、感電の恐れがある場合等、除去作業を甲自ら実施することが困難である場合は、乙又は丙に対し、事前協議においてその理由を説明した上、当該作業の実施を書面で依頼することができる。

3 前項において、緊急を要するときは、甲は乙又は丙に対し、口頭又は電話等で依頼することができる。ただし、除去作業の実施後、遅滞なく前項に基づき依頼手続きを行うものとする。

4 災害等の状況により、応急措置を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、丙は甲の区域の指定及び協力依頼を待たず、除去作業を実施することができる。ただし、甲の区域の指定及び協力依頼を待たずに除去作業を実施した場合は、乙又は丙は除去作業の実施後、遅滞なく甲へ報告を行うものとし、また、甲は乙又は丙に対して同条第2項に基づき依頼手続きを行うものとする。

(障害物等の保管、処理、土地の一時使用)

第7条 丙が除去作業を行った障害物等は通行に支障とならない形で道脇に残置する。ただし、通行に支障が生じる場合、移動先は甲の指示に従うものとする。

2 甲は丙に対し、応急措置の円滑な実施に必要な場合に限り、障害物等を前項の移動先へ移動する際に、災害対策基本法第64条第1項の規定に基づき、他人の土地の一時使用を許可するものとする。

3 甲の指示に基づき、丙が除去作業を行った障害物等の保管及び処分は、甲が行うものとする。

(損失補償)

第8条 本確認書の履行に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、3者協議の上、処理解決に当たるものとする。

(費用負担)

第9条 この確認書に基づいて実施した事項に要した費用のうち、本来甲、乙又は丙が行うべき作業に係る費用について、3者協議の上、相手方に請求できるものとする。

(秘密保持)

第10条 3者は、この確認書に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報等を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第11条 この確認書の実施にあたっては、3者それぞれの責任において、安全の確保に万全を期して行うものとする。

(有効期間)

第12条 この確認書の有効期間は、確認書締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲、乙又は丙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この確認書は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第13条 この確認書に定めのない事項又はこの確認書に定める事項に関して疑義等が生じた場合、3者協議の上、別途定めるものとする。

この確認書の締結を相互に証するため、本書3通を作成し、3者それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年 月 日

甲	石川県羽咋市旭町ア200 羽咋市 地域整備課長		
乙	石川県七尾市三島町61-7 北陸電力株式会社 七尾支店総務課長	石塚	聡
丙	石川県七尾市三島町61-7 北陸電力送配電株式会社 石川支社七尾配電部長	木嶋	公平

【郵便-1】災害時における郵便局と市町村間の協力に関する協定書

羽咋市（以下「甲」という。）と羽咋市内の郵便局（以下「乙」という。）とは、災害発生時の応急・復旧対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、羽咋市地域防災計画に基づき、主として甲が行う応急・復旧対策に対する乙の協力に関する必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、災害発生に際し、次の事項について必要があると認めた場合は、相互に協力を要請するものとする。

- (1) 災害救助法適用時における、郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱及び援護対策。
- (2) 甲又は乙がそれぞれ所有、又は管理する施設及び用地の物資集積場等としての提供。
- (3) 甲及び乙が収集した情報の提供。
- (4) 乙の必要に応じた避難場所に臨時郵便差出箱の設置。
- (5) その他前各号に掲げるもののほか協力できる事項。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み協力するよう努めなければならない。

（経費）

第4条 前2条に規定する経費については、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか必要経費については、甲、乙協議のうえ負担すべき額を決定する。

（防災会議への参加）

第5条 甲は乙に対し、防災会議への参加要請をすることができる。

（防災訓練）

第6条 甲は乙に対し、防災訓練の参加要請をすることができる。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、防災情報及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うことができる。

（連絡責任者）

第8条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 羽咋市総務課長
- (2) 羽咋郵便局共通担当副局長

（その他）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、甲、乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成9年12月10日

甲 羽咋市長

乙 羽咋郵便局長

【郵便-2】「羽咋市と同市に係る郵便局の協力に関する協定書」

羽咋市(以下「甲」という。)と同市に係る郵便局(以下「乙」という。)は、地域における協力について次のとおり協定を締結する。

第1章(総則)

(締結する協定)

第1条

- (1) 地域における協力協定(第2章)
- (2) 災害発生時における協力協定(第3章)

(協議)

第2条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。
(有効期間)

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2018年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

第2章(地域における協力協定)

(目的)

第4条 この協定は、住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力内容)

第5条 乙は、羽咋市における業務中、次に掲げる場合においては、業務に支障のない範囲で甲に情報(乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。)を提供することにより、甲に協力するものとする。なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

- (1) 高齢者、障害者(障がい者)、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合
- (2) 道路の異常を発見した場合
- (3) 不法投棄が疑われる廃棄物等が発見した場合

2 前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲はその個別の事実を第三者に開示しないものとする。

(免責)

第6条 乙は、前条第1項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

第3章(災害発生時における協力協定)

(定義)

第7条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第8条 甲及び乙は、羽咋市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(避難者情報確認シート、避難先届又は転居届の配布・回収を含む。)

(協力の実施)

第9条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲

内において協力するものとする。

(経費の負担)

第10条 第8条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第11条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第13条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 羽咋市総務課長

乙 日本郵便株式会社 羽咋郵便局長又は羽咋千里浜郵便局長

この協定の手結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自1通を保有する。

2018年2月27日

(甲) 羽 咋 市 長

(乙) 日本郵便株式会社 羽咋郵便局長

日本郵便株式会社 羽咋千里浜郵便局長

日本郵便株式会社 邑知郵便局長

日本郵便株式会社 一ノ宮郵便局長

日本郵便株式会社 柴垣郵便局長

日本郵便株式会社 金丸郵便局長

12-4 福祉避難所設置運営協定の締結状況

【福祉避難所-1】災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

羽咋市（以下「甲」という。）と社会福祉法人眉丈会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風災害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場所の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受け入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受け入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、「特別養護老人ホーム眉丈園」及び「小規模多機能唐戸山ホーム」とする。

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（1）対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第8条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受入可能人数の把握）

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年9月1日

(甲) 羽咋市旭町ア200番地

羽咋市長

(乙) 羽咋市の場町稲荷山出口26番地2

社会福祉法人眉丈会

理 事 長

【福祉避難所-2】災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

羽咋市（以下「甲」という。）と社会福祉法人こうけん会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風災害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場所の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受け入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受け入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、「特別養護老人ホームはくいの郷」とする。

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（1）対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第8条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受入可能人数の把握）

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年9月1日

（甲）羽咋市旭町ア200番地

羽咋市長

（乙）金沢市旭町1丁目21-18

社会福祉法人こうけん会

理事長

【福祉避難所-3】災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

羽咋市（以下「甲」という。）と医療法人社団佳樹会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風災害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場所の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受け入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受け入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、「介護老人保健施設白鳥苑」とする。

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（1）対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第8条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受入可能人数の把握）

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年9月1日

（甲）羽咋市旭町ア200番地

羽咋市長

（乙）羽咋市本江町へ15番地

医療法人社団佳樹会 理事長

【福祉避難所-4】災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

羽咋市（以下「甲」という。）と有限会社わたぼうし倶楽部（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風災害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場所の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受け入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受け入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、「ケアホームわたぼうし」とする。

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（1）対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第8条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受入可能人数の把握）

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年9月1日

（甲）羽咋市旭町ア200番地 羽 咋 市 長

（乙）羽咋市福水町ろ33番地1 有限会社わたぼうし倶楽部 代表取締役

【福祉避難所-5】災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

羽咋市（以下「甲」という。）とはくい農業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風災害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場所の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受け入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受け入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、「羽咋市デイサービスセンター」とする。

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（1）対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第8条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受入可能人数の把握）

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年9月1日

（甲）羽咋市旭町ア200番地

羽 咋 市 長

（乙）羽咋市太田町と105番地

はくい農業協同組合 代表理事組合長

【福祉避難所-6】災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

羽咋市（以下「甲」という。）と社会福祉法人羽咋市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風災害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場所の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受け入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受け入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、「羽咋市老人福祉センター」とする。

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（1）対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第8条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受入可能人数の把握）

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年9月1日

（甲）羽咋市旭町ア200番地

羽咋市長

（乙）羽咋市鶴多町亀田17番地

社会福祉法人羽咋市社会福祉協議会 会長

【福祉避難所-7】災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

羽咋市(以下「甲」という。)と社会福祉法人弘和会(以下「乙」という。)とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模な地震、風災害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場所の手続きを定めるものとする。

(対象者)

第2条 この協定における避難援護の対象となる者(以下「対象者」という。)は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

(受け入れの要請)

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受け入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

(指定する施設)

第4条 福祉避難所として指定する施設は、「たきの一ほ一む福の神」とする。

(手続き)

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(経費の負担)

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

(対象者の移送)

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

第8条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年10月1日

(甲) 羽咋市旭町ア200番地

羽咋市長

(乙) 輪島市宅田町25字4番地10

社会福祉法人弘和会 理事

【福祉避難所-8】災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

羽咋市(以下「甲」という。)と社会福祉法人はくい福祉会(以下「乙」という。)とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模な地震、風災害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場所の手続きを定めるものとする。

(対象者)

第2条 この協定における避難援護の対象となる者(以下「対象者」という。)は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

(受け入れの要請)

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受け入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

(指定する施設)

第4条 福祉避難所として指定する施設は、「就労支援センターあおぞら」とする。

(手続き)

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(経費の負担)

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受け入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

(対象者の移送)

第7条 甲の要請に基づき、乙が受け入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

第8条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各1通を保有するものとする。
平成26年11月 1日

(甲) 羽咋市旭町ア200番地 羽咋市長 山 辺 芳 宣
(乙) 羽咋市釜屋町中81-3 社会福祉法人 はくい福祉会
理事長 越 野 兵 司

【福祉避難所-9】災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

羽咋市(以下「甲」という。)と株式会社楓の家コーポレーション(以下「乙」という。)とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模な地震、風災害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場所の手続きを定めるものとする。

(対象者)

第2条 この協定における避難援護の対象となる者(以下「対象者」という。)は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

(受け入れの要請)

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受け入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

(指定する施設)

第4条 福祉避難所として指定する施設は、「ケアほーむはくい楓の家」とする。

(手続き)

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(経費の負担)

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

(対象者の移送)

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

第8条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。
平成26年12月1日

(甲) 羽咋市旭町ア200番地 羽咋市長

(乙) 羽咋市寺家町テ48番地1 株式会社楓の家コーポレーション
代表取締役

【福祉避難所-10】災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

羽咋市（以下「甲」という。）と社会福祉法人弘和会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風災害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場所の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受け入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受け入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、「村友」とする。

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（1）対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第8条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受入可能人数の把握）

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年 月 日

（甲）羽咋市旭町ア200番地

羽咋市長

（乙）輪島市宅田町25字4番地10

社会福祉法人弘和会 理事長

【福祉避難所-11】災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

羽咋市（以下「甲」という。）と社会福祉法人弘和会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風災害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場所の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受け入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受け入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、「たきの一ほ一む風和里」とする。

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（1）対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第8条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受入可能人数の把握）

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年 月 日

（甲）羽咋市旭町ア200番地

羽咋市長

（乙）輪島市宅田町25字4番地10

社会福祉法人弘和会 理事長

【福祉避難所-12・13】災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

羽咋市（以下「甲」という。）と社会福祉法人ゆりかご福祉会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風災害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場所の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、乙が運営する保育園の園児及びその家族などの要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受け入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受け入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、「ゆりかご保育園」「邑知保育園」とする。

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（1）対象者の住所、氏名、連絡先等

（2）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第8条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に保育できるよう保育士、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受入可能人数の把握）

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和5年9月1日

（甲）羽咋市旭町ア200番地

羽咋市長

（乙）石川県羽咋市南中央町キ133番地3

社会福祉法人ゆりかご福祉会 理事長

【福祉避難所-14】災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

羽咋市（以下「甲」という。）と学校法人羽咋幼稚園（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風災害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場所の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、乙が運営する認定こども園の園児及びその家族などの要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受け入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受け入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、「羽咋幼稚園」とする。

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（1）対象者の住所、氏名、連絡先等

（2）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第8条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に保育できるよう保育士、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受入可能人数の把握）

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和5年 月 日

（甲）羽咋市旭町ア200番地

羽咋市長

（乙）石川県羽咋市川原町エ161番地

学校法人羽咋幼稚園

理 事 長